特定個人情報保護評価書(全項目評価書)

評価書番号	評価書名
7	健康増進事業に関する事務 全項目評価

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

堺市は、健康増進事業に関する事務における特定個人情報ファイルの取り扱いについて、特定個人情報の漏えいやその他の事態発生による個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を認識し、このようなリスクを軽減するための適切な措置を講じたうえで、個人のプライバシー等の権利利益の保護を実施していることを宣言する。

特記事項

健康増進事業に関する事務では、事務の一部を外部業者に委託しているため、業者選定の際に、 業者の情報の保護管理体制を確認し、併せて秘密保持に関しても契約に含めることで万全を期して いる。

評価実施機関名

大阪府堺市長

個人情報保護委員会 承認日 【行政機関等のみ】

公表日

令和4年3月3日

[平成30年5月 様式4]

項目一覧

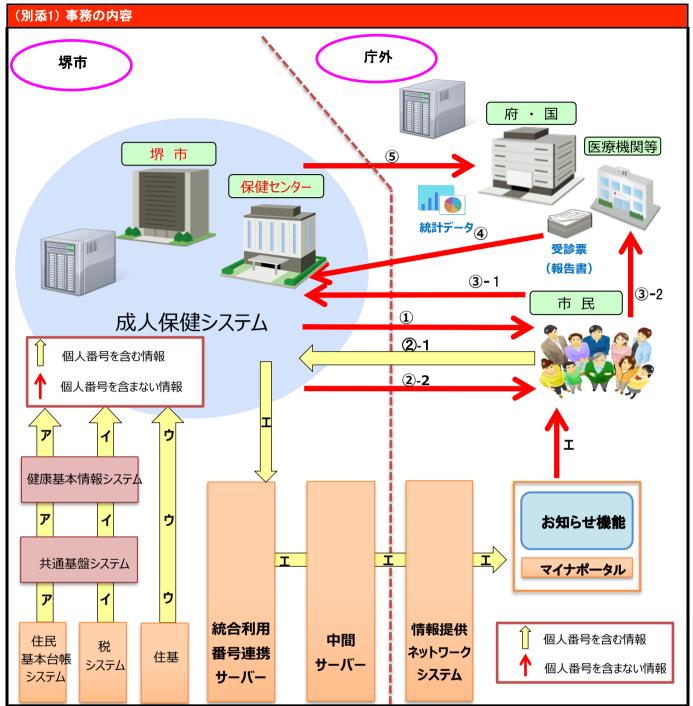
I 基本情報
(別添1)事務の内容
Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要
(別添2)特定個人情報ファイル記録項目
Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策
IV その他のリスク対策
Ⅴ 開示請求、問合せ
Ⅵ評価実施手続
(別添3) 変更箇所

I 基本情報

### 2015年8年 建設度進事業に関する事務 建設度進出に基づく事業で、市民の健康資産を図るための事業を実施	1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務					
する事務であり、当該事業の対象であることの確認及び事業の勧奨、保健指導の実施状況や各種健 (検)診及認知の管理を行うのである。 特定個人情報ファイルは、健康増進法及び行政手続における特定の個人を推測するための番号の利用 等に関する法律以下、「番号法」という。)の規定に従い、次の事務に利用する。 「おか確認】 番号法、第5 第 5 項 行政を結成に対ける特定の個人を推測するための番号の利用等に関する法律(以下、「番号法」という) の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。①健康手帳の文付神病等の受け及び特殊の管理 型型性験者育の予号な行政と参加状況の管理・金融階域の管理を推進を対して登場では、 の問題とは教育の予号な行政と参加状況の管理・金融階域のの管理を推進を対して登場を の問題とが表現といる事業の通常のでは、予めかけと受診案内の法状の各種は(検)診の検査受診状況と検索 の問題とは動意とは関いしていて情報を持続できずることされている。とた。この信機提供ネットワークシステムにおいて は、各個関は特理のトワークンステムに接続し、各情報保持、おいワークシステムによいなは、各個関は特徴を有機関から進長を囲まってときれていることから、情報保持を一別本といったが、 が上でいてから、行政でいたがに関することされ、中によったが、行政性を引動したが表に関いたが保護と関いは特別を開からによったとから、行政と関へのおいました。 で、等号の取得や各情報使用を関いて係する「会社の人情報の事をと提供等の関係を関するもの。 ・中間サーバーは、地方公女団体が変えとは、中には、情報性保入・アロークシステムにクラニュイ で、等号の取得や各情報使用を指揮で係有する行政との大変大き、アロークシステムに対して、表情を行政をと関係的を記念と関係等の関係を実践するもの。 ・「本行政人体の人性を関するとなど、生物でして、体報性保入・アロークシステム ・「は、他が多事業の情報を実践が表している。」 ・「は、他が多事業の情報を実践が表している。」 ・「は、他が多事業の情報を表している。 ・「は、他が多事業の情報を表している。 ・「は、他が多事業の情報を表している。 ・「は、他が多事業の情報を含めまた。大阪府情報を理事を確認を表のかな、、中は保護保持である。 ・「は、他のシステム」」は保証をおいたが、を取り扱う事務機能は以下の機能から構成されている。 ・「は、他のシステム」」は保証をよります。 「「は、保証保持、システム」」「「「内定機システム」」「「「内定機システム」」 「「は、保証、本に関する、アークシステム」」「「関係を入まテム 「」は、機能を表している。 ・「は、機能のシステム」」「「関係を入まテム」 「」は、機能のシステム」「」」、関係住民基本合権システム 「」は、機能のシステム」「」、関係を入まテム 「」は、機能のシステム 「」は、機能のシステム 「」は、機能のシステム 「」は、機能のシステム 「」は、機能のシステム 「」は、機能のシステム 「」は、機能のシステム 「」は、機能のシステム 「」は、機能のシステム 「」は、機能のシステム 「」は、機能のシステム 「」は、機能のシステム 「」は、機能のシステム 「」は、機能のシステム 「」は、機能のシステム 「」は、機能のシステム 「」は、機能のシステム 「」は、機能のシステム 「」は、機能のシステム 「」は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、	①事務の名称	健康増進事業に関する事務				
個人情報について情報連携を行うことが必要である。また、この情報提供ネットワークシステムにおいては、各機関は小時で個人情報を分散管理することとされていることから、情報提供のからに既存システムのデータベースを他情報保有機関から直接参照することは、セキュリティ上昇等にない。各情報保有機関は情報提供ネットワークシステムに接続することは、セキュリティ上昇等にない。各情報保有機関は情報提供ネットワークシステムに接続することでは、特観提供ネットワークシステムに大きで、おその取得や各情報保有機関で保有する特定個人情報の照会と提供等の機能を実現するもの。中間サーバーは、地方公共団体情報システム提情が設置するものを共同利用する。 《選択肢〉 1) 1,000人未満 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上 ②対象人数 [30万人以上] 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務性がいて使用するシステム システム1 ①システムの名称 成人保健システム 成人保健システムにおけるお特定個人ファイルを取り扱う事務機能は以下の機能から構成されている。1.1他(物)参手前常機間診異の発送、受診男の発送、受診物の発送 2. 健(検)参結果の管理健(検)参結果の登録、健(検)参結果一覧の作成、精密検査調査票の作成、受診的契の発送、市事業統計報告の作成、大阪府精度管理を提調者表の作成、地域保健健康増進事業報告の作成 [] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム [] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム [] 加密システムを検 位民基本情報システム [] 政務システム [] 情報提供ネットワークシステム [] 政務住民基本台帳システム [] 情報提供ネットワークシステム [] 政務住民基本台帳・ステム [] 情報提供ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳・ステム [] 情報提供ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳・ステム [] 資名システムを検 位民基本台帳、市民税等のデータを連携	②事務の内容 ※	する事務であり、当該事業の対象であることの確認及び事業の勧奨、保健指導の実施状況や各種健 (検)診記録の管理を行うものである。 特定個人情報ファイルは、健康増進法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用 等に関する法律(以下、「番号法」という。)の規定に従い、次の事務に利用する。 【法的根拠】 番号法 第9条 第1 項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下、「番号法」という) の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。①健康手帳の交付申請等の受付及び情報の管理②健康教育の予約受付及び参加状況の管理③健康相談の受付及び参加状況の管理④訪問指導の 記録及び管理⑤各種健(検)診の予約受付と受診案内の送付⑥各種健(検)診の検査受診状況と結果 の管理及び結果通知書の送付⑦個人情報を削除したデータを用い健康増進事業の実績を集計し国、府				
③対象人数 [30万人以上] 1)1,000人未満 2)1,000人以上1万人未満 3)1万人以上10万人未満 3)1万人以上10万人未満 4)10万人以上30万人未満 5)30万人以上 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム1 [1)システムの名称 成人保健システム 成人保健システム 成人保健システムにおけるお特定個人ファイルを取り扱う事務機能は以下の機能から構成されている。 1. 健(検)診事前準備間診票の発送、受診薬の発送、受診薬の発送、受診薬の発送、受診薬の発送、受診薬の発送、受診薬の発送、受診薬の発送、の体成、地域保健健康増進事業 報告の作成 第一次 2. 健(検)診禁理の登銭、健(物)診禁理・質の作成、乗診特金調金票の作成、乗診動奨の発送、市事業統計報告の作成、大阪府精度管理基礎調査表の作成、地域保健健康増進事業 報告の作成		個人情報について情報連携を行うことが必要である。また、この情報提供ネットワークシステムにおいては、各機関は特定個人情報を分散管理することとされていることから、情報提供のために既存システムのデータベースを他情報保有機関から直接参照することは、セキュリティ上好ましくない。各情報保有機関は情報提供ネットワークシステムに接続するに当たり、情報提供に必要な情報を「副本」として装備した中間サーバーを設置することとする。: 中間サーバーは、情報提供ネットワークシステム(インターフェイスシステム)、既存システム、統合利用番号連携サーバ等の各システムとデータの受け渡しを行うことで、符号の取得や各情報保有機関で保有する特定個人情報の照会と提供等の機能を実現するもの。:				
システムの名称 成人保健システムにおけるお特定個人ファイルを取り扱う事務機能は以下の機能から構成されている。 1.健(検)診事前準備問診薬の発送、受診薬の発送、受診薬の発送 2.健(検)診結果の管理健(検)診結果の登録、健(検)診結果一覧の作成、精密検査調査票の作成、受診勧奨の発送、市事業統計報告の作成、大阪府精度管理基礎調査表の作成、地域保健健康増進事業報告の作成 ③他のシステムとの接続 []情報提供ネットワークシステム [] 所存住民基本台帳システム [] 元存住民基本台帳システム [] 元名システム等 [] 税務システム [] 元名システム等 [] 税務システム] システム2 [] での他 (健康基本情報システム]	③対象人数	1) 1,000人未満 2) 1,000人以上1万人未満 [30万人以上] 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満				
システムの名称 成人保健システムにおけるお特定個人ファイルを取り扱う事務機能は以下の機能から構成されている。 1.健(検)診事前準備問診薬の発送、受診薬の発送、受診禁の発送 2.健(検)診結果の管理健(検)診結果の登録、健(検)診結果一覧の作成、精密検査調査票の作成、受診勧奨の発送、市事業統計報告の作成、大阪府精度管理基礎調査表の作成、地域保健健康増進事業報告の作成 ③他のシステムとの接続 []情報提供ネットワークシステム [] 所存住民基本台帳システム [] 現存住民基本台帳システム [] 元名システム等 [] 税務システム [] 別務システム [] システム2 [] その他 (健康基本情報システム]) ②システムの名称 健康基本情報システム	2. 特定個人情報ファイル					
(1)システムの名称 成人保健システム 成人保健システムにおけるお特定個人ファイルを取り扱う事務機能は以下の機能から構成されている。 1.健(検)診事前準備問診票の発送、受診票の発送、受診券の発送 2.健(検)診結果の管理健(検)診結果の登録、健(検)診結果一覧の作成、精密検査調査票の作成、受診勧奨の発送、市事業統計報告の作成、大阪府精度管理基礎調査表の作成、地域保健健康増進事業報告の作成 [] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム [] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム [] 死名システム等 [] 税務システム [] 元の他 (健康基本情報システム) システム2 (2)システムの名称 健康基本情報システム 基本情報システムにおけるお特定個人ファイルを取り扱う事務機能は以下の機能から構成されている。1.住民情報住民基本台帳、市民税等のデータを連携 [] 情報提供ネットワークシステム [○] 庁内連携システム [] 情報提供ネットワークシステム [○] 原存住民基本台帳システム [] 情報提供ネットワークシステム [○] 所内連携システム	1012					
成人保健システムにおけるお特定個人ファイルを取り扱う事務機能は以下の機能から構成されている。 1.健(検)診事前準備問診票の発送、受診票の発送、受診券の発送 2.健(検)診結果の管理健(検)診結果の登録、健(検)診結果一覧の作成、精密検査調査票の作成、受診勧奨の発送、市事業統計報告の作成、大阪府精度管理基礎調査表の作成、地域保健健康増進事業報告の作成		成人保険システル				
1.健 (検) 診事前準備問診票の発送、受診票の発送、受診券の発送 2.健 (検) 診結果の管理健 (検) 診結果の管理と (健 (検) 診結果一覧の作成、精密検査調査票の作成、受診勘契の発送、市事業統計報告の作成、大阪府精度管理基礎調査表の作成、地域保健健康増進事業報告の作成	(1)人) 五の石物	成八休庭ノヘリム				
③他のシステムとの接続	②システムの機能	1.健(検)診事前準備問診票の発送、受診票の発送、受診券の発送 2.健(検)診結果の管理健(検)診結果の登録、健(検)診結果一覧の作成、精密検査調査票の作成、受 診勧奨の発送、市事業統計報告の作成、大阪府精度管理基礎調査表の作成、地域保健健康増進事業				
③他のシステムとの接続 [] 宛名システム等 [] 税務システム [O] その他 (健康基本情報システム) システムの名称 健康基本情報システム 基本情報システムにおけるお特定個人ファイルを取り扱う事務機能は以下の機能から構成されている。1.住民情報住民基本台帳、市民税等のデータを連携 [] 情報提供ネットワークシステム [O] 庁内連携システム [] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム [] 宛名システム等 [] 税務システム		┃				
③他のシステムとの接続 [] 宛名システム等 [] 税務システム [O] その他 (健康基本情報システム) システムの名称 健康基本情報システム 基本情報システムにおけるお特定個人ファイルを取り扱う事務機能は以下の機能から構成されている。1.住民情報住民基本台帳、市民税等のデータを連携 [] 情報提供ネットワークシステム [O] 庁内連携システム [] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム [] 宛名システム等 [] 税務システム		┃ ┃]住民基本台帳ネットワークシステム []既存住民基本台帳システム				
システム2 ①システムの名称 健康基本情報システム 基本情報システムにおけるお特定個人ファイルを取り扱う事務機能は以下の機能から構成されている。 1.住民情報住民基本台帳、市民税等のデータを連携 []情報提供ネットワークシステム	③他のシステムとの接続	┃				
システム2 ①システムの名称 健康基本情報システム 基本情報システムにおけるお特定個人ファイルを取り扱う事務機能は以下の機能から構成されている。 1.住民情報住民基本台帳、市民税等のデータを連携 []情報提供ネットワークシステム		[○] その他 (健康基本情報システム)				
①システムの名称 健康基本情報システムにおけるお特定個人ファイルを取り扱う事務機能は以下の機能から構成されている。 1.住民情報 住民基本台帳、市民税等のデータを連携 [○] 庁内連携システム [○] 庁内連携システム [○] 庁内連携システム [○] 庁内連携システム [○] 所存住民基本台帳システム [○] が務システム [○] が務システム [○] が務システム [○] が表システム [○] がまり、ファム [○]	システム?	/ Company of the property of t				
②システムの機能 基本情報システムにおけるお特定個人ファイルを取り扱う事務機能は以下の機能から構成されている。 1.住民情報 住民基本台帳、市民税等のデータを連携 []情報提供ネットワークシステム		健康基本情報システム				
1.住民情報 住民基本台帳、市民税等のデータを連携 (住民基本台帳、市民税等のデータを連携 「	0 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1					
③他のシステムとの接続	②システムの機能	1.住民情報				
③他のシステムとの接続		【 】情報提供ネットワークシステム 【 ○ 】庁内連携システム				
③他のシステムとの接続 [] 宛名システム等 [] 税務システム						
	③他のシステムとの接続					

システム3					
①システムの名称	共通基盤システム				
②システムの機能	共通基盤システムにおけるお特定個人ファイルを取り扱う事務機能は以下の機能から構成されている。 1.データ連携機能 住民情報系システム間で、定例に提供、利用しているデータ(住民の転出入データ等)を連携する 2.ウイルス対策機能 住民情報系システム全体のウイルス対策ソフトを統括し、ウイルス定義ファイルの配信を行う 3.ディレクトリサービス機能(Active Directory) システムを利用できるユーザや組織、コンピュータ等の情報とその属性を階層的に管理し、認証機能を提供する 4.更新プログラム配布機能(Windows Server Update Services (WSUS)) 脆弱性等に対応する更新プログラムを配布、管理する機能 5.文字管理機能 文字変換及び外字ー元管理、外字配布を行う機能 6. 帳票出力機能 共通基盤印刷専用ソフトウェア(Interstage List Creator)により印刷を行う機能。 7. 持ち出し制限機能 使用できる媒体を制限するとともに端末からデータを持ち出す際は上長の承認を必須とする機能。 8.生体認証機能 Windowsログイン認証前に生体(顔)による認証を行う機能。				
③他のシステムとの接続	[]情報提供ネットワークシステム []庁内連携システム []住民基本台帳ネットワークシステム [○]既存住民基本台帳システム [○]宛名システム等 [○]税務システム [○]その他 (連携するシステムすべて)				
システム4					
①システムの名称	統合利用番号連携サーバー				
②システムの機能	庁内の各システムが保有する固有宛名番号を、本市内で統合(名寄)して管理するシステムであり以下 の機能から構成されている。 1.宛名管理機能 各システム固有宛名番号と本市内統合宛名番号を管理する 2.情報提供機能 業務情報を中間サーバーに提供するための機能 3.情報照会機能 他機関へ照会するための機能 4.符号要求機能 処理通番、符号の要求データを既存住基システムに送信する機能 5.オンライン機能 オンラインでの統合宛名の検索、更新機能				
③他のシステムとの接続	[]情報提供ネットワークシステム []庁内連携システム []住民基本台帳ネットワークシステム []既存住民基本台帳システム []宛名システム等 []税務システム [O]その他 (中間サーバー)				

システム5					
①システムの名称	<mark>①システムの名称</mark> 中間サーバー				
②システムの機能	中間サーバーにおける特定個人ファイルを取り扱う事務機能は以下の機能から構成されている。 1.符号管理機能 「符号」と、「団体内統合宛名番号」とを紐付け、その情報を保管・管理する。 2.情報照会機能 「精報提供ネットワークシステムを介して、特定個人情報(連携対象)の情報照会、及び情報提供受領(照会した情報の受領)を行う。 3.情報提供機能 「精報提供ネットワークシステムを介して、情報照会要求の受領、及び当該特定個人情報(連携対象)の提供を行う。 4.既存システム接続機能 中間サーバーと既存システム、統合利用番号連携サーバー及び住基システムとの間で情報照会内容、情報提供内容、特定個人情報(連携対象)、符号取得のための情報等について連携する。 5.情報提供等記録管理機能 特定個人情報(連携対象)の照会、又は提供があった旨の情報提供等記録を生成し、管理する。 6.情報提供データベース管理機能 中間サーバーと情報と選携対象)を副本として、保持・管理する。 7.データ送受信機能 中間サーバーと情報と供ネットワークシステム(インターフェイスシステム)との間で情報照会、情報提供、符号取得のための情報等について連携する。 8.セキュリティ管理機能 中間サーバーにアクセスした記録を取得する。 9.職員認証・権限管理機能 中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報 (連携対象)へのアクセス制御を行う。 10.システム管理機能 バッチの状況管理、業務統計情報の集計、稼動状態の通知、保管期限切れ情報の削除を行う。				
③他のシステムとの接続	[O] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム [] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム [O] 宛名システム等 [] 税務システム [] その他 ()				
3. 特定個人情報ファイル	名				
成人保健情報ファイル					
4. 特定個人情報ファイル	を取り扱う理由				
①事務実施上の必要性	健康増進事業に基づく事業の対象者であるかを正確に把握し、適正な管理を行うため。 また、対象者の所得状況を判断し、公平・公正な実費徴収を行うため。				
②実現が期待されるメリット	個人番号により、個人ごとの適正な検診履歴等の管理等を行うことができる。 番号制度の導入により、情報提供ネットワークを通じて他市町村の地方税情報等を照会することが可能 となり、実費徴収に関する面で、低所得者対策として講じている自己負担金免除の手続きが簡素化さ れ、市民の負担軽減につながる。				
5. 個人番号の利用 ※					
法令上の根拠	番号法第9条 別表第一の76の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第54条				
6. 情報提供ネットワーク	システムによる情報連携 ※				
①実施の有無	<選択肢> 「)実施する) 2)実施しない 3)未定				
②法令上の根拠	番号法第20条 別表第1 の76 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 54条 特定個人情報の提供 番号法第19条8 別表第2 の102の2 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 50条				
7. 評価実施機関における	担当部署				
①部署	堺市 健康福祉局 健康部 健康医療推進課				
②所属長	健康医療推進課長				
8. 他の評価実施機関					
なし					



(備考)

- ア・・・各種健(検)診対象者を抽出するために必要な「住民情報」を取得
- イ・・・実費徴収の有無を決定するために必要な「税情報」を取得
- ウ・・・対象者であることの確認をするために必要な住民登録外者の「個人番号」を取得
- エ・・・各種健検診受診者等に対し、マイナポータル上のお知らせ機能を用いて、受診勧奨のお知らせ
- ①・・・健(検)診の種類、受診場所及び期間を郵送等で案内
- ②・・・自己負担金の免除申請を受け付け、実費徴収の有無を決定 ③・・・案内や勧奨等を受けた健(検)診について、保健センター又は医療機関で受診
- ④・・・医療機関及び保健センターで実施した受診歴や結果等の記録を取得し、成人保健システムに登録 ⑤・・・大阪府及び国へ統計等の報告

Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 1. 特定個人情報ファイル名

成人保健情報ファイル

2. 基本情報				
①ファイルの種類 ※		<選択肢> [システム用ファイル] 1)システム用ファイル [システム用ファイル] 2)その他の電子ファイル(表計算ファイル等)		
②対象とな	なる本人の数	<選択肢>		
③対象とな	なる本人の範囲 ※	堺市に住民登録している健康増進事業の対象となる者		
	その必要性	市で実施する事業の健(検)診情報を適正に管理する必要があるため		
4記録さ	れる項目	<選択肢>		
	主な記録項目 ※ その妥当性	・識別情報 [○] 個人番号 [] 個人番号対応符号 [○] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [○] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [○] 連絡先(電話番号等) [○] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [○] 国税関係情報 [○] 地方税関係情報 [○] 健康・医療関係情報 [○] 医療保険関係情報 [○] 児童福祉・子育で関係情報 [○] 健康・医療関係情報 [○] 生活保護・社会福祉関係情報 [○] 介護・高齢者福祉関係情報 [○] 雇用・労働関係情報 [○] 年金関係情報 [○] 学校・教育関係情報 [○] での他 (○) 1.個人番号、その他能別情報:対象者を正確に特定するために保有 2.4情報、連絡先、その他住民票関係情報:正確な本人特定のため、受診票に記入された情報と突合するために保有、また、健(検)診の受診勧奨に使用するため保有 3.地方税関係情報:検診の実費に係る負担の有無を決定するために保有 4.健康・医療関係情報:本人の健康管理及び健(検)診の受診勧奨を適正に行うために保有		
	全ての記録項目	別添2を参照。		
⑤保有開	始日	平成28年1月1日		
⑥事務担		堺市健康福祉局健康部健康医療推進課、各保健センター		
3. 特定個人情報の入手・ ①入手元 ※		[O]本人又は本人の代理人 [O]評価実施機関内の他部署 (戸籍住民課、税務運営課) [O]行政機関・独立行政法人等 (地方公共団体情報システム機構) [O]地方公共団体・地方独立行政法人 () []民間事業者 () []]その他 ()		
②入手方法		[O]紙 []電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) []フラッシュメモリ []電子メール []専用線 [] 庁内連携システム []情報提供ネットワークシステム []その他 ()		

			1		
③入手の時期・頻度		預度	庁内連携により随時入手 住民基本情報: (入手元)評価実施機関内の他部署 (入手頻度、時期)随時 (入手方法)庁内連携システム 地方税情報: ①(入手元)評価実施機関内の他部署 (入手頻度、時期)月1回 (入手方法)庁内連携システム ②(入手元)地方公共団体(他市町村地方税所管課) (入手頻度、時期)本人等から申請があった場合、随時 (入手頻度、時期)本人等から申請があった場合、随時 (入手方法)情報提供ネットワークシステム 受診記録: (入手元)受診を行った医療機関又は本人等 (入手頻度、時期)入手元が医療機関の場合は月1回、入手元が本人等の場合は随時 (入手方法)紙		
④入手に係る妥当性		当性	番号法第14条、14条第2項に基づき入手する。 ・庁内連携システムを利用して入手する住民基本情報及び地方税情報については、本人等からの申請を受けた都度入手する必要があり、法令等に基づく受診対象者であることの確認及び実費徴収の有無について確認を行うものである(評価実施機関内の他部署が既に把握している情報)。 ・情報提供ネットワークを利用して入手する地方税情報については、本人等からの申請を受けた都度入手する必要があり、実費徴収の有無について確認を行うものである。 ・医療機関や本人等から入手する受診記録については、法令等(番号法第14条第22項)に示されている		
			とおり、記録・保管することを目的に入手するものである。		
⑤本人への明示			・庁内連携システムを利用の場合、本人等からの申請時に利用目的を口頭若しくは書面で明示している(番号法第9条第2項の条例に基づく)。 ・情報提供ネットワークを利用の場合、本人等からの申請時に利用目的を口頭若しくは書面で明示している(番号法第19条7号に基づく)。 ・医療機関や本人等から入手(受診記録)の場合、本人等が記入する予約票にも、市へ受診記録を提出されることを明記し、署名を得ている。また、本人等から直接入手する場合は、利用目的を口頭で明示している。		
⑥使用目的 ※			健康増進事業法に規定する、健康増進事業を実施するため、事業の対象者であるかの確認を行うため、住民の情報を保有する。また、本人の資格確認(住所、年齢等)をし、実費徴収の有無を適正かつ公平に決定する。また、受診記録の保管・管理を行い、未受診者に対する受診勧奨を実施する。		
	変更0	D妥当性			
		使用部署	堺市健康福祉局健康部健康医療推進課、各保健センター		
⑦使用の	主体	使用者数	<選択肢>		
⑧使用方法 ※			1.健(検)診情報の管理事務 健(検)委託医療機関から提出された健(検)票を、対象者であるか特定し、適正な健診事業の運営を 図る。 2.受診勧奨事務 市民の健康増進を図るため、健(検)についての情報を個別勧奨をとおしてお知らせする。 3.受診費用にかかる実費徴収の有無の確認 本人等の申請に基づき、地方税関係情報を確認し、実費徴収の有無を確認する。 4.精密検査への受診勧奨 がん等の早期発見、早期治療を図るため、要精密検査となった受診者の方のうち、精密検査の受診報 告がない方へ、精密検査の受診を個別勧奨をとおしてお知らせする。		
情報の突合 ※)突合 ※	・本人等からの申請及び医療機関からの住所・氏名等の情報について、住民基本台帳システムと突合し、対象者の資格を確認すること及び受診記録を保管・管理する。・本人等からの申請に基づき、住民基本台帳システムと地方税関係情報を突合し、実費徴収の有無を決定する。		
情報の統計分析 ※		D統計分析	個人を特定する統計は行わない。		
権利利益に影響を与え得る決定 ※			健(検)診対象者であるか、健(検)診受診費用にかかる実費徴収の有無の決定を行う。		
9使用開	⑨使用開始日 平成28年1月1日				

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託				
委託の有無 ※		[委託する] < (選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない		
		(2)件		
委託	事項1	成人保健システム運用保守業務		
①委詞	托内容	システムの運用管理、障害対応などを行う。		
	吸いを委託する特定個 はファイルの範囲	<選択肢> [特定個人情報ファイルの全体] 1)特定個人情報ファイルの全体 2)特定個人情報ファイルの一部		
対象となる本人の数		<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人未満 [10万人以上100万人未満] 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上		
	対象となる本人の 範囲 ※	堺市に住民登録しているシステムの対象となる者		
	その妥当性	システムの運用保守全般を委託しているため。		
③委請	毛先における取扱者数	<選択肢> 1)10人未満 2)10人以上50人未満 2)10人以上50人未満 3)50人以上100人未満 4)100人以上500人未満 5)500人以上1,000人未満 6)1,000人以上		
④委託先への特定個人情報 ファイルの提供方法		[O] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモ [] 紙 [] その他 ()		
⑤委 詞	モ先名の確認方法	堺市ホームページの委託業務入札結果・随意契約結果一覧に随意契約結果として公表している。		
⑥委 詞		富士通Japan株式会社 関西支社		
	⑦再委託の有無 ※	<選択肢> [再委託する] 1)再委託する 2)再委託しない		
・委託先は、個人情報取扱に係る事項について委託先同様の義務を再委託先にし遵守を監督すること。 ・再委託先事業者から委託先事業者に提出される個人情報等の保護に係る誓約すること。 ・再委託先従事者から再委託先事業者に提出される秘密保持に関する誓約書のこと。 ・再委託先の業務従事者に対するセキュリティに係る教育状況についてその実施類を本市に提出すること。また再委託の許諾については、本市に提出される再委託申請書を以下の観点がする。 -再委託先の名称、所在地、連絡先電話番号が、正確に記載されていること。 -再委託が、業務の一部分かつ専門的な作業であること。 -再委託する作業内容を具体的に明記していること。 -全部又は大部分の再委託でないこと。		・再委託先事業者から委託先事業者に提出される個人情報等の保護に係る誓約書の写しを本市に提出すること。 ・再委託先従事者から再委託先事業者に提出される秘密保持に関する誓約書の写しを本市に提出すること。 ・再委託先の業務従事者に対するセキュリティに係る教育状況についてその実施状況が確認できる書類を本市に提出すること。 また再委託の許諾については、本市に提出される再委託申請書を以下の観点から審査した上で、判断する。 -再委託先の名称、所在地、連絡先電話番号が、正確に記載されていること。 -再委託が、業務の一部分かつ専門的な作業であること。 -再委託する作業内容を具体的に明記していること。 -全部又は大部分の再委託でないこと。 -再委託する作業内容に関して、契約の履行に必要な専門的な作業の実績又は堺市若しくは他の自治		
	⑨再委託事項 システムの保守作業、それに付随する付帯作業及び運用支援作業			

委託事項2		成人保健システム改修業務				
①委託内容		システムの制度改正等に伴う改修業務を行う。				
②取扱いを委託する特定個 人情報ファイルの範囲		<選択肢> [特定個人情報ファイルの一部] 1)特定個人情報ファイルの全体 2)特定個人情報ファイルの一部				
	対象となる本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人未満 [10万人以上100万人未満] 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上				
	対象となる本人の 範囲 ※	堺市に住民登録しているシステムの対象となる者				
	その妥当性	システムの改修業務全般を委託しているため。				
③委言	モ先における取扱者数	<選択肢>				
④委託先への特定個人情報 ファイルの提供方法		[O] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモ [] 紙 [O] その他 (成人保健システム運用端末による作業)				
⑤委詞	モ先名の確認方法	堺市ホームページの委託業務入札結果・随意契約結果一覧に随意契約結果として公表している。				
⑥委 詞	光 先名	富士通Japan株式会社 関西支社				
	⑦再委託の有無 ※	<選択肢> [再委託する] 1)再委託する 2)再委託しない				
再委託	⑧再委託の許諾方法	業務の一部を再委託する場合については、契約書により以下の条件を課している。 ・委託先は、個人情報取扱に係る事項について委託先同様の義務を再委託先に負わせ、再委託先に対し遵守を監督すること。 ・再委託先事業者から委託先事業者に提出される個人情報等の保護に係る誓約書の写しを本市に提出すること。 ・再委託先従事者から再委託先事業者に提出される秘密保持に関する誓約書の写しを本市に提出すること。 ・再委託先の業務従事者に対するセキュリティに係る教育状況についてその実施状況が確認できる書類を本市に提出すること。また再委託の許諾については、本市に提出される再委託申請書を以下の観点から審査した上で、判断する。 - 再委託先の名称、所在地、連絡先電話番号が、正確に記載されていること。 - 再委託が、業務の一部分かつ専門的な作業であること。 - 再委託する作業内容を具体的に明記していること。 - 全部又は大部分の再委託でないこと。 - 再委託する作業内容に関して、契約の履行に必要な専門的な作業の実績又は堺市若しくは他の自治体における対象業務の実績を有していること。				
	⑨再委託事項	システムパッケージ著作権に係る部分				

5. 特定個人情報の提供・	参数(安託に行うものを除く。)			
提供・移転の有無	[]提供を行っている ()件 [〇]移転を行っている (1)件			
提供先1	[] 行っていない			
①法令上の根拠				
②提供先における用途				
③提供する情報				
④提供する情報の対象となる 本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 [3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上			
⑤提供する情報の対象となる 本人の範囲				
⑥提供方法	[]情報提供ネットワークシステム []専用線 []電子メール []電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) []フラッシュメモリ []紙 []その他 ()			
⑦時期·頻度				
移転先1	健康医療推進課、各保健センター			
①法令上の根拠	堺市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第3条			
②移転先における用途	堺市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例別表第2の9項に定める事務等(堺市胃がん検診における一部負担金の免除に関する事務であって規則で定めるもの) 堺市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例別表第2の10項に定める事務等(堺市肺がん検診における一部負担金の免除に関する事務であって規則で定めるもの) 堺市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例別表第2の11項に定める事務等(堺市大腸がん検診における一部負担金の免除に関する事務であって規則で定めるもの) 堺市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例別表第2の12項に定める事務等(堺市子宮がん検診における一部負担金の免除に関する条例別表第2の13項に定める事務等(堺市乳がん検診における一部負担金の免除に関する事務であって規則で定めるもの) 堺市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例別表第2の14項に定める事務等(堺市乳がん検診における一部負担金の免除に関する事務であって規則で定めるもの) 堺市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例別表第2の16項に定める事務等(堺市特定健康診査における一部負担金の免除に関する事務であって規則で定めるもの) 堺市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例別表第2の16項に定める事務等(堺市肝炎ウイルス検診における一部負担金の免除に関する条例別表第2の17項に定める事務等(堺市間人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例別表第2の17項に定める事務等(堺市間人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例別表第2の18項に定める事務等(堺市間人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例別表第2の18項に定める事務等(堺市間人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例別表第2の18項に定める事務等(堺市間人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例別表第2の71項に定める事務等(堺市間人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例別表第2の71項に定める事務等(堺市間がんりスク検査における一部負担金の免除に関する事務であって規則で定めるもの)			
③移転する情報	検(健)診に関する情報			
④移転する情報の対象となる * Lの**				
④移転する情報の対象となる 本人の数	1) 1万人未満 2) 1万人 未港			

⑥移転方法		[]庁内連携システム	[]専用線
		[]電子メール	[] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)
		[] フラッシュメモリ]] 紙
		[〇] その他 (成人保健システ	テム端末による検索	参照)
⑦時期·頻度		本人の各種検(健)診一部負担金の	免除申請時	
6. 特定個人情	青報の保管・	消去		
①保管場所 ※		1. 保管場所の態様 堺市情報セキュリティ対策基準要綱第9条(サーバーの導入及び運用)に規定される「(1)サーバーは、火災、水害、ほこり、振動、温度、湿度等の影響を可能な限り排除した場所に設置しなければならない。」及び第11条(管理区域)に規定する「(1)水害対策及び確実な入退室管理を行うこと。」に基づき、以下の対策を行っている。・保管場所は堺市役所本館9階にある無窓の電算機室に設置している。・電算機室内のサーバー等は、落下しないようにベルトを掛け、又はビス止めするなど転倒及び落下防止等の耐震対策を行っている。・電算機室に火災報知器や消火設備等を設置するなどの防火措置を行っている。・電算機室に上級災報知器や消火設備等を設置するなどの防火措置を行っている。・電算機室に漏水センサーを設置するなどの防水措置を行っている。・電算機室に漏水センサーを設置するなどの防水措置を行っている。・電算機室にニ漏水センサーを設置するなどの防水措置を行っている。・電算機室に高が多い部に通ずるドアは最小限とし、入口には監視カメラを設置している。2. 保管場所への立入制限・アクセス制限 堺市情報セキュリティ対策基準要綱第9条(サーバーの導入及び運用)に規定する「(4)操作の権限を有しない者に容易に操作されることがないよう、サーバーに追録された情報の重要度に応じて設置場所への入室制限を行うなど適切な措置を講じなければならない。」に基づき、以下の対策を行っている。・あらかじめ入室計可を受けていないものが障害等の突発的対応によって電質機室に入る場合は、同室への入室を前すを受けていないものが障害等の突発的対応によって電質機室に入る場合は、同室への入室を許可された職員等が付き添きるラックに格納し、第三者による不正操作を防止している。・サーバは管理者のユーザIDおよびパスワードによる認証によりログインし、許可されていない第三者の操作を防止している。く中間サーバー・ブラットフォームにおける措置>・中間サーバー・ブラットフォームにおける措置>・中間サーバー・ブラットフォームにおける措置>・中間サーバー・ブラットフォームにおける措置>・中間サーバー・ブラットフォームにおける措置>・中間サーバー・ブラットフォームにおける措置>・中間サーバー・ブラットフォームにおける措置>・・中間サーバー・ブラットフォームにおける措置>・・中間サーバー・ブラットフォームにおける措置>・・中間サーバー・ブラットフォームにおける措置>・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		
②保管期間	期間	1 [5年] 2	<選択肢> 1)1年未満 4)3年 7)6年以上10年未 10)定められていな	2)1年 3)2年 5)4年 6)5年 満8)10年以上20年未満9)20年以上
	その妥当性	堺市文書規程に基づき5年の保存期	期間が経過すると消	肖去する。
③消去方法		乗する場合は、データ管理者の許可については、当該媒体に含まれる情を行ったうえで、廃棄しなければならは、その重要度に応じて、日時、処理ならない。」に基づき、以下の対策を・不要となった記録媒体を廃棄するが記録媒体の初期化のみに留まらずの措置を行い、情報を復元できない・廃棄を行った処理について、日時、	「を得なければなら 情報をいかなる方法 らない。」及び「(6)重 理担当者及び処理 行っている。 場合は、データ管理 、強磁気による情 、ように処置した上で 、担当者及び処理 における措置 > データセンターに設 いる。 と置された中間サー	報破壊又は固定値若しくは乱数を書き込むなど で廃棄している。
7. 備考				

		I
イベント参加者情報	異動先住所	登録日
イベントコード	携帯電話番号	活動状況
イベント日時	勤務先電話番号	所属グループ
住民番号	旧姓	種類(在宅栄養士)
年度	旧姓カナ	種類(自主グループ参加者)
イベントコード	旧姓漢字	種類(健康づくりリーダー)
イベント日時	旧美原町サイン	種類(在宅歯科衛生士)
年度	異動前小学校区コード	担当保健センター
シリアル	異動前方書	指導実施状況情報
備考	異動前住所	備考
イベントコード	異動前支所コード	ケース番号
イベント日時	連絡先備考	地区コード
把握経路	削除フラグ	コーディネート
住民番号	旧現在住所	援助区分
受付開始時間	旧住所	備考
受付終了時間	旧送付先住所	電話連絡
予約番号	世帯主名漢字	その他からの連絡
住民情報情報	世帯主名漢字元	本人の承諾
生年月日	世帯番号	医療機関への報告手段
地区コード	性別	構造化面接
電話番号	氏名カナ	医療機関への報告
外国人住民となった日	氏名漢字	医療機関への報告必要有無
外国人国籍番号	氏名漢字元	診療情報提供書
外国人氏名カナ	支所コード	EPDS質問表
外国人氏名漢字	エンドフラグ	対応内容
外国人消除事由発生日	異動ファイル区分	対応後の結果
外国人消除事由日	アルファベット世帯主名	振分区分
外国人消除事由	アルファベット氏名カナ	方法区分
外国人居住地移転日	アルファベット氏名	
外国人居住地登録届出日	カタカナ表記名(備考欄)	実施支援内容
外国人居住地登録事由	外国人氏名漢字	識別区分
外国人通称名力ナ	在留期間	小学校コード
外国人通称名漢字	筆頭者氏名(漢字)	中長期的課題
外国人在留終了日	異動日	中長期的援助方法
外国人在留資格	異動届出日	援助内容
中学校コード	異動前住所	 保護者等の意向
小学校コード	異動先住所	フォロー方法
現住所地区コード	子番	
現住所方書		確認日
		結果(対応)
現住所住所 現住所住所コード	世帯主名漢字世帯主名漢字元	 検討結果(方針)
現住所主所コード現住所支所コード	世帝王石漢子元 氏名力ナ	世界 (万) (大) (大) (大) (大) (大) (大) (大) (大) (大) (大
現住所郵便番号	氏名漢字	内容
方書 思熱口 仕	氏名漢字元	
異動日付	送付先地区コード	支援期間 大塚地田
異動事由	送付先方書	支援機関 支援機関
連携処理日	送付先住所	支援内容
連携処理時間	送付先住所コード	総合所見
異動処理日	送付先支所コード	種別
異動届出日	送付先郵便番号	短期的課題
自宅電話番号	スタッフ登録サイン	短期的援助方法
住民となった日	点字希望サイン	把握動機
住民区分	郵便局コード	訪問結果
住民番号	郵便番号	面接
住民登録区分	続柄	訪問担当
住所	健康づくりリーダー情報	訪問予定担当
住所コード	住民番号	訪問予定担当者
異動前住所	備考	訪問予定日

次回予定日	改修希望	援助後の機能訓練(通所・訪問)
対応	改修希望コメント	援助後の日常生活用具
アセスメント	改修必要	援助後の日常生活用具コメント
状況	改修必要コメント	援助後の緊急通報装置
実施区分	視覚	援助後の在宅改修助成
実施区分-再掲	聴覚	援助後の訪問指導
主訴•目的	発語	援助後の機能訓練教室
実施目的	話の理解	援助後の小地域ネットワーク事業
担当者	物忘れ	援助後のその他
実延フラグ	金銭管理	援助後のその他コメント
住民番号	その他の特記事項	步行
継続区分		入浴
主な介護者	栄養指導を希望されますか	食事
ホームヘルパー	栄養指導コメント	座位
デイサービス	食事状況	
ショートステイ	食事状況コメント	炊事
訪問看護ステーション	食事量	掃除
訪問看護(医療)	食事回数	洗濯
機能訓練(通所・訪問)	食事の規則性	排泄
身体障害者手帳(級)	好き嫌い	その他の特記事項
日常生活用具	食事の摂取姿勢	食欲
日常生活用具コメント	食事の摂取姿勢コメント	睡眠状態
緊急通報装置	食べ方	排泄
在宅改修助成	 経管栄養剤の使用	入浴
機能訓練教室	経管栄養剤の使用コメント	ングロット お腹いっぱいたべますか
小地域ネットワーク事業	主たる料理者	間食または夜食をどの程度しますか
その他	主たる料理者コメント	砂糖入りコーヒー・ジュース・炭酸飲料をどの程度飲みますか
その他コメント	口腔衛生指導の希望	煮物などの味付けは濃いほうですか
何もなし	口腔症状	漬物はよく食べますか
介護保険認定状況	口腔症状(義歯)	味噌汁などは飲みますか
介護度	口腔症状(義歯)コメント	めん類の汁は飲みますか
寝たきり度	口腔症状(歯)	塩干物は食べますか
体調	口腔症状(歯)コメント	インスタントや市販の惣菜は使いますか
体調コメント	口腔症状(歯肉)	漬け物以外の野菜をどの程度食べますか
現症	口腔症状(歯肉)コメント	大豆食品を週何回食べますか
現症コメント	口腔症状(その他)	牛乳・ヨーグルト・チーズなどの乳製品を食べますか
介護負担	口腔急性症状	夜中の12時間以降に寝ることが週3回以上ありますか
介護負担コメント	仕事	ストレスを感じていますか
専用居室	仕事コメント	お酒を1日どの程度飲みますか
専用居室階数	外出	身体を動かすように心がけていますか
寝室	移動手段	どのくらいの時間運動していますか
日当り	外出先	どのくらいの頻度で運動していますか
暖房	近所友人	タバコを吸っていますか
冷房	親戚等付合	合計得点
トイレ	社会参加	お腹いっぱいたべますか
玄関	社会参加コメント	栄養のバランスは考えますか
廊下	楽しみ・趣味	1日3食の内、欠食することがありますか
居間	楽しみ・趣味コメント	間食または夜食をどの程度しますか
食堂	日常生活上気を付けていること	砂糖入りコーヒー・ジュース・炭酸飲料をどの程度飲みますか
浴室	日常生活コメント	主食の量はどの程度食べますか
トイレ	その他の特記事項	果物をどの程度食べますか
階段	その他	魚を週何回食べますか
洗面所	援助内容	大豆食品を週何回食べますか
外回り他	援助後のホームヘルパー	牛乳を毎日どの程度飲みますか
転倒	援助後のデイサービス	食事は和洋どちらが多いですか
転倒コメント	援助後のショートステイ	漬け物以外の野菜をどの程度食べますか
既往住宅改修	援助後の訪問看護ステーション	お酒を1日どの程度飲みますか
既住宅改修コメント	援助後の訪問介護(医療)	身体を動かすように心がけていますか

どのくらいの時間運動していますか	飲酒量	γ —GTP
どのくらいの頻度で運動していますか	量や回数を減らしたいと思いますか	GOT
タバコを吸っていますか	運動状況	GPT
合計得点	運動状況コメント	血色素
お腹いっぱいたべますか	運動量	HbA1c
食事は和洋どちらが多いですか	身体を動かすように心がけている	HDLコレステロール
バラ肉・ひき肉・またはソーセージを週何回たべますか	栄養指導の希望	身長
肉類を週何回食べますか	食事の速さ	ヘマトクリット
肉類の脂身や鶏肉の皮は除きますか	食事の規則性	便潜血
バターをどの程度使いますか	夕食の時間	最高血圧
洋菓子・菓子パン類を週何回食べますか	外食について	最低血圧
牛乳を毎日どの程度飲みますか	成人の歯科相談を希望しますか	総コレ判定
卵をどの程度食べますか	口腔症状特になし	総コレ数値
魚卵を週何回食べますか	口腔症状歯ぐきが腫れる	栄養相談
いかまたはえびを週何回食べますか	口腔症状歯ぐきから出血	γ —GTP判定
間食または夜食をどの程度しますか	口腔症状歯と歯のあいだ	γ—GTP数値
砂糖入りコーヒー・ジュース・炭酸飲料をどの程度飲みますか	口腔症状グラグラ	眼底
果物をどの程度食べますか	口腔症状その他	眼底H
未物をこの住及良へよりか 漬け物以外の野菜をどの程度食べますか	援助内容	眼底判定
	援助後内容のセミナー	
大豆食品を週何回食べますか 魚を週何回食べますか	援助後内容のセミナー援助後内容の生活習慣病	眼底S 眼底WK
お酒を1日どの程度飲みますか	援助後内容の個別教育	GOT判定
身体を動かすように心がけていますか	援助後内容の体育館等の教室	GOT数值
どのくらいの時間運動していますか	援助後内容のその他	GPT判定
どのくらいの頻度で運動していますか	援助後内容のその他コメント	GPT数值
タバコを吸っていますか	担当者	白血球判定
合計得点	特記事項	白血球数值
最高血圧	在不在フラグ	判定1
最低血圧	指導予定情報	判定2
年度	ケース番号	判定3
次回ケース番号	援助区分	判定4
次回援助区分	方法区分	判定5
次回イベント番号	予定支援区分	HDL判定
次回実施目的	予定支援内容	HDL数值
性別	識別区分	ヘマトクリット判定
指導実施日	調査結果	ヘマトクリット数値
支援終了時間	調査所見	ヘモグロビンA1C判定
支所コード	開催場所	ヘモグロビンA1C数値
自覚症状のめまい	提案理由	ヘモグロビン判定
自覚症状の立ちくらみ	把握日	ヘモグロビン数値
自覚症状のどうき	把握経路	肥満度
自覚症状の胸の圧迫感や不快感	実施目的	肥満区分
自覚症状のむくみ	住民番号	保健婦
自覚症状の体重減少	継続区分	医療機関
自覚症状の食欲不振	区分	肝炎判定
自覚症状の喉の渇き	実施日	肝炎有無
自覚症状の便秘	支援終了時間	受診日
自覚症状のその他	予定日	検診区分
その他コメント	予定特記事項	検診有無
睡眠状態	予定支援内容	血糖負荷1時間
喫煙状況	予定状況	血糖負荷2時間
やめた年齢	担当者	血糖負荷判定
吸い始めた年齢	基本健診情報	血糖負荷空腹
吸い始めての期間	AG比	血糖判定
一日の喫煙本数	ВМІ	血糖数值
型型	血糖	クレアチニン判定
禁煙をしたいと思いますか	クレアチニン	クレアチニン数値
飲酒状況	電話番号	胸部判定
WITH IVING	CHE V	WARE LIVE

胸部所見1	総合腎機能	尿潜血判定
胸部所見2	総合自1成形 タバコ	
胸部所見3	メントラン	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
胸部所見4	中性脂肪判定	請求日
	中性脂肪對值	
胸部所見5		眼底高血圧所見
【教室】コレステロール1	受付No	眼底動脈硬化所見
【教室】コレステロール2	電話番号	支払日
【教室】ヘルシークッキング1	自己負担区分	支払済フラグ
【教室】ヘルシークッキング2	住民番号	カナ氏名
【教室】デンタル1	受診日	支所コード
【教室】デンタル2	健診機関コード	AG比HL
【教室】フレッシュ1	LDL B ÷ 4 C	酒類のビール
【教室】フレッシュ2 【教室】ヘルシー1	最高血圧	酒類の区分 一
【教室】ヘルシー1	最低血圧	酒類の酒
	受診年度	型
【教室】高血圧1 【教室】高血圧2	集計年度	酒類のウイスキー 日弟の既は1
【教室】高皿圧2 【教室】ステップ1	OCR登録時連番	兄弟の既往1 兄弟の既往2
	赤血球	
【教室】ステップ2	老健・判定の血圧	兄弟の既往3
尿酸判定	国報告・服薬有無	兄弟の既往4
尿酸数值	老健・判定の貧血	兄弟の既往5
尿素窒素判定 日表のませた	老健・訪問基本健康診査	血糖HL
尿素窒素数値	老健・判定の腎機能障害	タバコの開始年齢
尿PH	老健・受診区分	タバコの1日平均
尿潜血	老健・判定の肝疾患	タバコの区分
尿蛋白	国報告・健診種別	タバコの年数
尿糖	老健・たばこ	クレアチニンHL
尿ウロビリ	国報告・メタボ判定	費用徴収区分
理学打診	国報告•保健指導区分	心電図伝導障害
理学視診	老健・判定の総合	心電図その他
理学触診	国報告・詳細項目実施	心電図正常異常
理学聴診	老健・判定の糖尿病	一 心電図心筋障害
二次検診	国報告・判定・脂質 老健・判定の総コレ	エラー区分
赤血球判定		文の既往 ** CTP!!!
赤血球数值 【選択】眼底	血糖判定 クレアチニン判定	γ – GTPHL 眼底その他所見
【選択】胸部	γ — GTP判定	眼底判定
【選択】心電図	眼底判定	眼底検査検査
【選択】糖負荷	GOT判定	INISION INISIONI
心電図判定	GPT判定	GPTHL
心電図所見	血色素判定	総合判定のアルコール性
身長	世 HbA1c判定	総合判定の対応 ルピーーー 総合判定の貧血
カス 歯周病判定	HDL判定	総合判定の腎機能
歯周病本数	肥満度	総合判定の循環器
歯周病症状	貧血判定	総合判定の肝機能
総合判定	検査方法	総合判定の高脂血症
総合貧血	ヘマト判定	総合判定の高尿酸血症
総合肝機能	腎機能判定	総合判定の糖尿病
総合呼吸器	肝機能判定	HbA1cHL
総合高血圧	血圧判定	血色素HL
総合高尿酸血	LDL判定	HDLコレステロールHL
総合高脂血症	赤血球判定	肥満度
総合境高血圧	心電図判定	へマトクリットHL
総合脳血管	総合判定	自覚症状
総合整形外科	中性脂肪判定	 現病及び既往歴
総合心疾患	糖尿判定	母の既往
総合その他	総コレ判定	最高血圧(左)
総合糖尿病	尿糖判定	最高血圧(右)
마다 그 175 // 기점	ハン・ジュー・コング	

		L = = 4 = 11
最低血圧(左)	メタボリックシンドローム判定	保険区分
最低血圧(右)	メタボリックシンドローム判定(自動判定)	部位1
年齢区分	メタボリックシンドローム判定不能フラグ	部位2
赤血球HL	血圧・拡張期血圧	分類1
連絡指導事項	質問票・服薬1(血圧)	分類2
整理番号(会場CD)	質問票・服薬1(服薬理由)	分類3
整理番号(連番)	質問票・服薬1(薬剤)	分類4
整理番号	質問票・服薬2(血糖)	分類5
請求年月	質問票・服薬2(服薬理由)	フィルムNo
総コレステロールHL	質問票・服薬2(薬剤)	変化1
手帳交付区分	質問票・服薬3(脂質)	変化2
トリグリセライドHL	質問票・服薬3(服薬理由)	受診番号
総蛋白のHL	質問票・服薬3(薬剤)	経観時期
尿酸HL	質問票・生活習慣の改善	経観指示
白血球HL	質問票・保健指導の希望	受診日
優先総合判定	前立腺·PSA	検診受診区分
逐元総合刊足 ZTTHL	前立脉·PSA 貧血·赤血球	検診区分
二次健診機関コード		
	眼底・シャイエ(H)	検診番号
二次受診日	眼底・シャイエ(S)	精検判定
血液一般・アルブミン	保健指導レベル(服薬中フラグ)	精検受診日
肝機能·ALP	保健指導レベル判定不能フラグ	指導区分
肝機能·ALT(GPT)	保健指導レベル	指示
血液一般・血清アミラーゼ	保健指導レベル(自動判定)	疾患
肝機能·AST(GOT)	心電図・判定	所見
問診・喫煙指数	心電図・所見	役所コード
肝機能・総ビリルビン	総合判定	電話番号
身体測定·BMI	詳細健診・実施フラグ	自己負担区分
糖尿・血糖	詳細健診・実施(眼底)	住民番号
糖尿・空腹随時フラグ	詳細健診・実施(貧血)	受診日
糖尿•食後経過時間	詳細健診・前年度該当フラグ	健診機関コード
腎機能•尿素窒素	詳細健診・実施(心電図)	受診年度
肝機能・コリンエステラーゼ	問診・タバコ本数	集計年度
腎機能・クレアチニン	問診・タバコ年数	老健•要精検者受診状況
肝機能·γ-GTP	問診・タバコ有無	老健・結果判定
眼底・判定	問診・他覚症状(所見)	老健·精検結果判定
腎機能·GFR	血清脂質・総コレステロール	老健・受診区分
問診・業務歴	血清脂質・中性脂肪	判定結果
<u>育血·血色素</u>	肝機能・総蛋白	
	血液一般・尿酸	検査方法 特
糖尿·HbA1c		精検紹介医療機関
血清脂質・HDL	尿検査・尿糖	精検紹介医療機関名
身体測定・身長	尿検査・尿潜血	精検結果他疾患
身体測定・肥満度	尿検査・尿蛋白	精検判定
一般·検査方法	身体測定・腹囲	精検受診日
一般・訪問健康診査	血液一般・白血球	精検医療機関
貧血・ヘマトクリット	身体測定•体重	精検医療機関名
問診・飲酒量	トリグリセライド	がんの粘膜内
問診・飲酒有無	総蛋白	がんの手術日
問診・自覚症状(所見)	総コレステロール	がんの手術方法
問診・その他(家族歴等)	尿酸	がんの手術結果
血液一般 · 血小板数	尿糖	がんの手術医療機関
問診・具体的な既往歴	尿潜血	がんの手術医療機関名
眼底·KW	尿蛋白	がんの手術有無
血液一般·LDH	ウロビリノーゲン	がんの進行
血清脂質·LDL	白血球	がんの深達度
血圧・収縮期血圧	体重	がんの早期
血液一般·MCH	ZTT	疑いの精検進捗状況確認日
血液一般・MCHC	胃がん検診情報	疑いの精検進捗状況
血液一般·MCV	電話番号	疑いの経過詳細

疑いの今後の方針	有無	整理番号(会場CD)
疑いの精検内容	X線結果	整理番号(連番)
精検医療機関へ調査票送付日	X線区分	整理番号
要精検者へ受診勧奨送付日	保健センター	総合がん検診
追跡区分	住民番号	請求年月
支所コード	受診日	手帳交付区分
費用徴収区分	健診機関コード	精検医療機関
エラー区分	受診年度	精検受診日
判定1	集計年度	精検臨床病期分類
判定1その他コメント	老健・要精検者受診状況	精検結果他疾患
判定2	老健・喀痰結果判定	一次判定
診断方法	老健·X線結果判定	初回フラグ(肺がん)
 精密検査結果	老健•精検結果判定	喀痰細胞診判定
今後の治療方針等	老健•受診区分	初回フラグ(喀痰)
進行がん	判定結果	初回フラグ(X線)
進達度	検査方法	大腸がん検診情報
早期がん	喀痰細胞診判定	便
間接所見	喀痰細胞診必要有無	受診日
年齡区分	精検紹介医療機関	検診受診有無
所見1(OCR用)	精検紹介医療機関名	検診区分
所見2(OCR用)	胸部X線検査判定	検診番号
整理番号(会場CD)	胸部X線番号	指導区分
整理番号(連番)	精検結果他疾患	住民番号
整理番号	精検判定	受診日
総合がん検診	精検受診日	健診機関コード
請求年月	精検医療機関	受診年度
手帳交付区分	精検医療機関名	集計年度
精検医療機関	精検臨床病期分類	老健•結果判定
精検受診日	精検組織分類	老健•精検結果判定
精検結果他疾患	がんの手術日	老健・受診区分
一次判定	がんの手術とその根治性	便潜血1回目
初回フラグ	がんの手術医療機関	便潜血2回目
肺がん検診情報	がんの手術医療機関名	判定結果
電話番号	がんの手術有無	検査方法
フィルムNo	前回受診日	精検紹介医療機関
医療機関	疑いの精検進捗状況確認日	精検紹介医療機関名
受診理由	疑いの経過詳細	精検結果他疾患
喀痰判定	疑いの今後の方針	精検偶発症・死亡
喀痰結果	疑いの精検内容	精検判定
喀痰区分	精検医療機関へ調査票送付日	精検方法
【検診】日	要精検者へ受診勧奨送付日	精検受診日
受診日	追跡区分	精検医療機関
検診受診有無	費用徴収区分	精検医療機関名
検診区分	エラー区分	精検組織学的検査
【検診】年	喀痰の判定	がんの粘膜内
【検診】年号	結核の判定	がんの手術日
検診番号	X線の判定	がんの手術結果
【検診】月	6月以内の血痰	がんの手術医療機関
基本・肺	タバコの区分	がんの手術医療機関名
喫煙指数 	喫煙指数	がんの手術有無
胸部判定	手術をしなかった場合の治療法	がんの進行
胸部所見1	診断方法	がんの深達度
胸部所見2	精密検査の結果	がんの早期
胸部所見3	今後の治療方針等	がんの転移性
胸部所見4	臨床病期	前回受診日
胸部所見5	組織分類	ポリの内視鏡的切除医療機関
精検受診日	肺がん総合判定	ポリの内視鏡的切除医療機関
総合区分	年齢区分	ポリの内視鏡的切除日

ポリの内視鏡的切除有無	老健・体部精検判定	臨床所見06
ポリの組織学的検査結果	判定結果	臨床所見O7
疑いの精検進捗状況確認日	検査方法	臨床所見08
疑いの精検進捗状況	頸部細胞診クラス	臨床所見09
疑いの経過詳細	臨床診断	臨床所見10
疑いの今後の方針	精検紹介医療機関	臨床所見11
精検医療機関へ調査票送付日	精検紹介医療機関名	臨床所見12
要精検者へ受診勧奨送付日	体部細胞診判定	臨床所見13
追跡区分	精検結果他疾患	臨床所見14
便潜血1日目	精検受診日	臨床所見15
便潜血2日目	頸部精検判定	臨床所見16
肉眼型の進行	精検頸臨床進行期分類	体部判定
深達度	精検医療機関	総合がん検診
 	情快区凉饭闰 精検医療機関名	請求年月
判定	体部精検判定	精検医療機関
ポリの内視鏡的切除の指示の有無	精検体臨床進行期分類	精検受診日
履歴区分	がんの手術日	精検頸臨床進行期分類
履歴年数	がんの手術以外の治療方法	精検結果他疾患
診断方法	がんの手術医療機関	精検体臨床進行期分類
精密検査の結果	がんの手術医療機関	HPV判定
今後の治療方針等	がんの手術有無	一次頸部判定
エラー区分	がんの微小浸潤	2年連続受診フラグ(頸部)
年齡区分	がんの転移性	初回フラグ(頸部)
整理番号(会場CD)	前回受診日	2年連続受診フラグ(子宮がん)
整理番号(連番)	前回頸部細胞診クラス	初回フラグ(子宮がん)
整理番号	疑いの精検進捗状況確認日	一次臨床診断
総合がん検診	疑いの精検進捗状況	一次体部判定
請求年月	疑いの経過詳細	2年連続受診フラグ(体部)
手帳交付区分	疑いの今後の方針	初回フラグ(体部)
精検医療機関	疑いの精検内容	乳がん検診情報
精検受診日	精検医療機関へ調査票送付日	電話番号
精検結果他疾患	要精検者へ受診勧奨送付日	受診番号
精検組織学的検査	追跡区分	検診受診有無
一次判定	エラー区分	受診日
初回フラグ	整理番号(会場CD)	検診区分
子宮がん検診情報	整理番号(連番)	検診番号
	整理番号	
電話番号		【検診】月
判定コメント	FD臨床所見	【マンモ】左
時期	頸部判定	【マンモ】右
受診番号	頸部判定ベセスダ	【精検】日
頚部癌判定	頸部標本評価	精検受診日
受診日	頸部標本詳細	【精検】年
検診受診有無	細胞診判定	【精検】年号
検診区分	細胞診でその他	【精検】左
検診番号		
	細胞診でヘルペス	【精検】右
臨床	細胞診でヘルペス 細胞診でHPV	【精検】右 【精検】月
臨床	細胞診でHPV	【精検】月
臨床 臨床所見判定	細胞診でHPV 細胞診で真菌類	【精検】月 【視蝕】左
臨床 臨床所見判定 スメア結果	細胞診でHPV 細胞診で真菌類 細胞診でトリコモナス	【精検】月 【視蝕】左 【視蝕】右
臨床 臨床所見判定 スメア結果 体部癌指導	細胞診でHPV 細胞診で真菌類 細胞診でトリコモナス 診断方法	【精検】月 【視蝕】左 【視蝕】右 【総合判定】左
臨床 臨床所見判定 スメア結果 体部癌指導 住民番号	細胞診でHPV 細胞診で真菌類 細胞診でトリコモナス 診断方法 進行期の頸がん	【精検】月 【視蝕】左 【視蝕】右 【総合判定】左 【総合判定】右 【超音波】左
臨床 臨床所見判定 スメア結果 体部癌指導 住民番号 受診日 健診機関コード	細胞診でHPV 細胞診で真菌類 細胞診でトリコモナス 診断方法 進行期の頸がん 精密検査の結果 今後の治療方針等	【精検】月 【視蝕】左 【視蝕】右 【総合判定】左 【総合判定】右 【超音波】左 【超音波】右
臨床 臨床所見判定 スメア結果 体部癌指導 住民番号 受診日 健診機関コード 受診年度	細胞診でHPV 細胞診で真菌類 細胞診でトリコモナス 診断方法 進行期の頸がん 精密検査の結果 今後の治療方針等 進行期の体がん	【精検】月 【視蝕】左 【視蝕】右 【総合判定】左 【総合判定】右 【超音波】左 【超音波】右 住民番号
臨床 臨床所見判定 スメア結果 体部癌指導 住民番号 受診日 健診機関コード 受診年度 集計年度	細胞診でHPV 細胞診で真菌類 細胞診でトリコモナス 診断方法 進行期の頸がん 精密検査の結果 今後の治療方針等 進行期の体がん 臨床所見O1	【精検】月 【視蝕】左 【視蝕】右 【総合判定】左 【総合判定】右 【超音波】左 【超音波】右 住民番号 受診日
臨床 臨床所見判定 スメア結果 体部癌指導 住民番号 受診日 健診機関コード 受診年度 集計年度 老健の受診区分	細胞診でHPV 細胞診で真菌類 細胞診でトリコモナス 診断方法 進行期の頸がん 精密検査の結果 今後の治療方針等 進行期の体がん 臨床所見01 臨床所見02	【精検】月 【視蝕】左 【視蝕】右 【総合判定】左 【総合判定】右 【超音波】左 【超音波】右 住民番号 受診日 健診機関コード
臨床 臨床所見判定 スメア結果 体部癌指導 住民番号 受診日 健診機関コード 受診年度 集計年度 老健の受診区分 老健・頸部判定	細胞診でHPV 細胞診で真菌類 細胞診でトリコモナス 診断方法 進行期の頸がん 精密検査の結果 今後の治療方針等 進行期の体がん 臨床所見01 臨床所見02 臨床所見03	【精検】月 【視蝕】左 【視蝕】右 【総合判定】左 【総合判定】右 【超音波】右 【超音波】右 住民番号 受診日 健診機関コード 受診年度
臨床 臨床所見判定 スメア結果 体部癌指導 住民番号 受診日 健診機関コード 受診年度 集計年度 老健の受診区分	細胞診でHPV 細胞診で真菌類 細胞診でトリコモナス 診断方法 進行期の頸がん 精密検査の結果 今後の治療方針等 進行期の体がん 臨床所見01 臨床所見02	【精検】月 【視蝕】左 【視蝕】右 【総合判定】左 【総合判定】右 【超音波】左 【超音波】右 住民番号 受診日 健診機関コード

	I	
老健・結果判定	しこりの有無	精検医療機関へ調査票送付日
老健・精検結果判定	視触診FD登録区分	要精検者へ受診勧奨送付日
判定結果	総合判定結果	整理番号(HC+年度)
検査方法	整理番号(会場CD)	整理番号(連番)
問診自覚症状	整理番号(連番)	手帳交付区分
一次読影判定	整理番号	費用徴収区分
臨床診断	総合がん検診	歯科検診情報
精検紹介医療機関	請求年月	住民番号
精検紹介医療機関名	精検医療機関	受診日
視触診判定	精検受診日	健診機関コード
X線判定	精検受診区分	受診年度
精検結果他疾患	精検結果他疾患	集計年度
精検判定	一次X線結果	老健•結果別判定
精検受診日	2年連続受診フラグ	義歯の有無
精検医療機関	初回フラグ	判定区分
精検医療機関名	一次視触診判定	
二次読影判定	骨粗鬆症検診情報	DMF歯数
精検TNM病期分類	住民番号	喪失歯数
精検TNM病期分類M遠隔転移	受診日	不良補綴物
精検TNM病期分類Nリンパ節	健診機関コード	未処置歯数
精検TNM病期分類T腫瘤	受診年度	健全歯数
がんの手術日	集計年度	現在歯数
がんの手術以外の治療方法	老健·結果別判定	その他異常・顎関節
がんの手術医療機関	骨密度判定	その他異常の咬合
がんの手術医療機関	費用徴収区分	その他異常の軟組織
がんの手術有無	エラー区分	清掃
前回受診日	総合判定	清掃のOHI-S
疑いの精検進捗状況確認日	検査結果	歯周
疑いの経過詳細	検査結果	歯周のCPI最大値
疑いの今後の方針	検査番号	要精検の補綴処置
疑いの精検内容	検査方法	判定の異常なし
精検医療機関へ調査票送付日	骨密度:DSC600	判定の要指導
要精検者へ受診勧奨送付日		
追跡区分	Tスコア(%)	要精検のその他
エラー区分	Tスコア(SD)	要精検のう触治療
年齢区分	Zスコア(%)	歯保有本数
一次読影判定	Zスコア(SD)	
二次読影判定	Zスコア(OSI)(SD)	
ーグ記む刊足 精検TNM病期分類	Zスコア(OSI)(%)	
精検TNM病期分類M遠隔転移	Tスコア(OSI)(SD)	その他所見
精検TNM病期分類NUンパ節	Tスコア(OSI)(%)	その他所見(う蝕以外の硬組織疾患)
精検TNM病期分類T腫瘤	SOS	その他所見(歯列/咬合の異常)
有快 I NM	BUA	その他所見(関列/咬音の異常)
FD受球エラー FD視触診実施年月日	OSI	- 「その他所見(領関即の異常) その他所見(口腔粘膜の疾患)
FD視触診医療機関コード	整理番号(連番)	その他所見(その他)
FD撮影年月日	整理番号(HC+年度)	その他異常・顎関節
FD整理番号	手帳交付区分	歯周・CPI最大値
判定結果	骨密度判定	DMF歯数
自己検診	検査結果(旧機械)	不良補綴物
受診者番号	検査結果(新機械)	現在歯数
マンモFD登録区分	検査結果(超音波機器)	判定区分
総合読影判定	判定	検診区分
総合読影判定年月日	精検受診日	健全歯数
マンモ実施機関	精密検査紹介先医療機関	その他異常・咬合
読影請求年月	精密検査医療機関	未処置歯数
診断方法	精密検査の方法	その他異常・軟組織
精密検査の結果	精密検査の結果	清掃
今後の治療方針等	追跡区分	喪失歯数

処置歯数
咬合の状態(臼歯部)
口腔衛生状況
口腔内乾燥
咀嚼能力評価
舌機能評価
嚥下機能評価
検診結果
連絡事項
現在歯数区分
歯周組織(CPI:BOP)
歯周組織(CPI:PD)
口腔清掃状況2016
歯石の付着
1.なし
2.う蝕以外の硬組織疾患(楔状欠損等)
3.歯列/咬合の異常
4.顎関節の異常
5.口腔粘膜の疾患
6.その他
1. 異常なし
2. CPI:BOP 1, PD 0
3. 口腔清掃状態不良
4. 歯石の付着あり
5. 生活習慣や基礎疾患等・要指導
6. CPI:PD 1
7. CPI:PD 2
8. 未処置歯あり
9. 要補綴歯あり
10. 生活習慣や基礎疾患等、要検査、要治療
11. その他の所見あり
現在歯時/義歯未装着時(右側)
現在歯時/義歯未装着時(左側)
義歯装着時(右側)
義歯装着時(左側)
歯垢
<u>歯垢</u> 歯石
歯石 義歯清掃状況
歯石 義歯清掃状況 食渣
歯石 義歯清掃状況 食渣 舌苔
歯石義歯清掃状況食渣舌苔口臭
歯石義歯清掃状況食渣舌苔口臭口腔内乾燥度
歯石 義歯清掃状況 食渣 舌苔 口臭 口腔内乾燥度 咀嚼力の筋力
歯石 義歯清掃状況 食渣 舌苔 口臭 口腔内乾燥度 咀嚼力の筋力 舌運動の状況
歯石 義歯清掃状況 食渣 舌苔 口臭 口腔内乾燥度 咀嚼力の筋力 舌運動の状況 唾液の飲込み(30秒間)
歯石 義歯清掃状況 食渣 舌苔 口臭 口腔内乾燥度 咀嚼力の筋力 舌運動の状況 唾液の飲込み(30秒間) 1.異常なし
歯石 義歯清掃状況 食渣 舌苔 口臭 口腔内乾燥度 咀嚼力の筋力 舌運動の状況 唾液の飲込み(30秒間) 1.異常なし 2.口腔清掃
歯石 義歯清掃状況 食渣 舌苔 口臭 口腔内乾燥度 咀嚼力の筋力 舌運動の状況 唾液の飲込み(30秒間) 1.異常なし 2.口腔清掃 3.義歯管理
歯石 義歯清掃状況 食渣 舌苔 口臭 口腔内乾燥度 咀嚼力の筋力 舌運動の状況 唾液の飲込み(30秒間) 1.異常なし 2.口腔清掃 3.義歯管理 4.食事指導
歯石 義歯清掃状況 食渣 舌苔 口臭 口腔内乾燥度 咀嚼力の筋力 舌運動の状況 唾液の飲込み(30秒間) 1.異常なし 2.口腔清掃 3.義歯管理 4.食事指導 5.その他
歯石 義歯清掃状況 食渣 舌苔 口臭 口腔内乾燥度 咀嚼力の筋力 舌運動の状況 唾液の飲込み(30秒間) 1.異常なし 2.口腔清掃 3.義歯管理 4.食事指導 5.その他 6.う蝕
歯石 義歯清掃状況 食渣 舌苔 口臭 口腔内乾燥度 咀嚼力の筋力 舌運動の状況 唾液の飲込み(30秒間) 1.異常なし 2.口腔清掃 3.義歯管理 4.食事指導 5.その他 6.う蝕 7.歯周疾患
歯石 義歯清掃状況 食渣 舌苔 口臭 口腔内乾燥度 咀嚼力の筋力 舌運動の状況 唾液の飲込み(30秒間) 1.異常なし 2.口腔清掃 3.義歯管理 4.食事指導 5.その他 6.う蝕 7.歯周疾患 8.義歯
歯石 義歯清掃状況 食渣 舌苔 口臭 口腔内乾燥度 咀嚼力の筋力 舌運動の状況 唾液の飲込み(30秒間) 1.異常なし 2.口腔清掃 3.義歯管理 4.食事指導 5.その他 6.う蝕 7.歯周疾患 8.義歯 9.その他
歯石 義歯清掃状況 食渣 舌苔 口臭 口腔内乾燥度 咀嚼力の筋力 舌運動の状況 唾液の飲込み(30秒間) 1.異常なし 2.口腔清掃 3.義歯管理 4.食事指導 5.その他 6.う蝕 7.歯周疾患 8.義歯 9.その他 1.指導予定
歯石 義歯清掃状況 食渣 舌苔 口臭 口腔内乾燥度 咀嚼力の筋力 舌運動の状況 唾液の飲込み(30秒間) 1.異常なし 2.口腔清掃 3.義歯管理 4.食事指導 5.その他 6.う蝕 7.歯周疾患 8.義歯 9.その他
歯石 義歯清掃状況 食渣 舌苔 口臭 口腔内乾燥度 咀嚼力の筋力 舌運動の状況 唾液の飲込み(30秒間) 1.異常なし 2.口腔清掃 3.義歯管理 4.食事指導 5.その他 6.う蝕 7.歯周疾患 8.義歯 9.その他 1.指導予定

 歯石 義歯清掃状況 食渣 舌苔 口臭 口腔内乾燥度 咀嚼力の筋力 舌運動の状況 唾液の飲込み(30秒間) 1.異常なし 2.口腔清掃 3.義歯管理 4.食事指導 5.その他 6.う蝕 7.歯周疾患 8.義歯 9.その他 1.指導予定 2.治療・経過観察・定期健診 3.他医療機関紹介(歯科)

精密検査の結果
整理番号(会場CD)
整理番号(連番)
請求年月
年齢区分
手帳交付区分
エラー区分
電話番号
生年月日
カナ氏名
費用徴収区分
老健の受診区分
老健の結果別判定2016
予防処置の有無
歯周1
歯周2
歯周3
義歯の清掃
義歯の適合
指導区分1
指導区分2
指導区分3
問診・昨年度の歯科検診の受診有無
健全歯数 (/)
未処置歯数(C)
処置歯数(○)
要補綴歯数 (△)
欠損補綴歯数 (▲)
歯肉出血BOP右上7または6
歯肉出血BOP右上1
歯肉出血BOP左上6または7
歯肉出血BOP右下 7または6
歯肉出血BOP左下1
歯肉出血BOP左下6または7
C P I 最大値(歯肉出血)
歯周ポケットPD右上7または6
歯周ポケットPD右上1
歯周ポケットPD左上6または7
歯周ポケットPD右下7または6
歯周ポケットPD左下1
歯周ポケットPD左下6または7 CPI最大値(歯周ポケット)
粘膜 (株容粉本妥為ロ
精密検査受診日
精密検査受診医療機関名
肝炎検査情報
電話番号
判定区分B型肝炎
判定区分C型肝炎
B型肝炎有無
C型肝炎有無
医療機関
肝炎判定
検診日
受診日
検診区分
検診年
検診年号
検診月

検診有無
二次検診
受付No
役所コード
住民番号
受診者区分
受診日
健診機関コード
受診年度
精検医療機関へ調査票送付日
要精検者へ受診勧奨送付日
追跡区分
B型方針
B型治療予定
C型方針
精検GPT(ALT)値
Hbe抗原
HBV-DNA検査法
HBV-DNA量
HCV-RNA定量
HCVサブタイプ
肝庇護療法適応
肝庇護療法無適応理由
IFN治療予定
IFN治療予定適応有予定無理由
IFN治療適応
IFN治療適応無理由
精検受診日
精検医療機関
精検医療機関区分
精検医療機関名
血小板
臨床診断
精検紹介医療機関
精検紹介医療機関名
市検診区分
検診方式
老健検診区分
整理番号(会場CD)
整理番号(連番)
整理番号
請求年月
精検医療機関
精検受診日
HBs抗原検査
HCV抗体検査

Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※(7. リスク1⑨を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名

成人保健システム

2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)

TI MACIMINATINATION (INTERIOR DE LA CONTRACTION DE MINISTER DE
リスク1: 目的外の入手が行	われるリスク
対象者以外の情報の入手を 防止するための措置の内容	・健(検)診を受付する委託医療機関において、本人確認書類(身分証明証等)の確認を実施し、対象者以外の情報を入手することはない。 ・委託医療機関から提出された受診票をシステムへ取込む際に、受診票に記載された個人コード、氏名、住所、生年月日等とマッチングを行い、適切な情報のみをシステムへ取込む。
必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内 容	・対象者が多数表示される一覧系の画面および帳票には個人番号は表示しない仕組みとし、不用意な 閲覧が行われないようにする。 ・他システムへ情報連携するファイルについては、個人番号が含まれない形式とする。
その他の措置の内容	_
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている
リスク2: 不適切な方法で入	
リスクに対する措置の内容	システムを利用する必要がある職員に対して、個人ごとにID・パスワードを設定することで、不適切な方法で特定個人情報の入力・更新をすることができない仕組みとなっている。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている
リスク3: 入手した特定個人情	
入手の際の本人確認の措置 の内容	本人確認書類(身分証明証等)の確認を実施し、対象者以外の情報を入手することのないよう努める。
個人番号の真正性確認の措 置の内容	1.本人から個人番号の提供を求める場合 番号法第16条、番号法政令第12条第1項、番号法施行規則第1条等の規定に基づき、個人番号カー ド、通知カードと運転免許証又は旅券等による確認のほか、番号法施行規則第3条3項(第1条第3項を 準用)の規定に基づき確認する。 2.代理人から個人番号の提供を求める場合 番号法第16条、番号法政令第12条第2項、番号法施行規則第1条等の規定に基づき、代理人の個人番 号カード、通知カードと運転免許証又は旅券等による確認するなどの方法により行う。 3.個人番号カード(若しくは通知カードと法令により定められた身分証明書の組み合わせ)の提示がない 場合は、既に登録された宛名情報により確認を行う。
特定個人情報の正確性確保 の措置の内容	・入手した情報については、窓口での聞き取りや添付書類との照合等を通じて確認することで正確性を確保している。 ・職員にて収集した情報に基づいて、間違いがあれば職権で適宜修正することで正確性を確保している・入力者、審査者、決裁者を分担し、複数のチェックを行っている。
その他の措置の内容	
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている
リスク4: 入手の際に特定個.	人情報が漏えい・紛失するリスク
リスクに対する措置の内容	・成人保健システムは基幹系システム用の専用ネットワーク回線を利用することにより情報リスクを低減させている。 ・提出された検診票については、提出後、全件確認し、保管については、施錠された部屋へ保管している。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている
特定個人情報の入手(情報提	供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

3. 特定個人情報の使用 リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスク <成人保健システムにおける措置> ・評価対象の事務に必要な情報のみを記録している。 ・成人保健システムから宛名システムにアクセスする際、成人保健情報以外の事務情報にはアクセスで <mark>宛名システム等における措置</mark>きないようアクセス制限を行っている。 の内容 <統合利用番号連携サーバーにおける措置> ・評価対象の事務に必要な情報のみを記録している。 ・個人番号を利用できる業務からは個人番号にアクセスすることはできない。 ・庁内の他システムからアクセスできないよう適切なアクセス制限を講じており、目的を超えた紐付は行 われないようにしている。 事務で使用するその他のシ ・必要のない情報については保有しない。 ステムにおける措置の内容 ・各業務を行うにあたり、利用者の担当業務ごとにアクセス権限区分を設け、権限に応じて不必要な情 報にはアクセスできないよう制御を行っている。 その他の措置の内容 <選択肢> 1)特に力を入れている 3)課題が残されている 十分である] リスクへの対策は十分か 2) 十分である リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク 〈選択肢〉 ユーザ認証の管理 Γ 行っている 1) 行っている 2) 行っていない 1. ユーザの認証方法 堺市情報セキュリティ対策基準要綱第13条(職員の責務)第3項に規定する「(9)操作を許可された者以 外に端末機若しくはサーバーの操作方法を教示し、又は端末機若しくはサーバーの操作をさせないこ と。」に基づき、以下の対策を行っている。ユーザ認証は3段階で実施している。成人保健システムを利用するときは、まずWindowsログイン認証前に生体(顔)による認証を行い、次に共通基盤システムの ディレクトリサービス機能において、許可された個人ごとに付与したユーザIDとパスワードにより、個人こ とのWindowsログイン認証を行う二要素認証を実施している。次に、ログインした端末から成人保健シス テムを利用する際、ユーザIDとパスワードによる認証を行っている。 2. なりすましが行われないための対策 堺市情報セキュリティ対策基準要綱第13条(職員の責務)第4項に規定する「(1)他人に自己の保有す るIDを使用させないこと。」「(2) 自己の保有するパスワードに関し、他に知られないよう適切な管理を行 うこと。」「(3) パスワードは、十分な長さのもので第三者が想像しにくいものとすること。」「(4) パスワード は、定期的に変更すること。」「(5)端末機及びサーバーにパスワードを記憶させないこと。」に基づき、以 下の対策を行っている。 ・なりすましによる不正を防止する観点から、共用IDの利用を禁止するとともに、離席時は必ずログアウ トしている。 ・パスワードは、他者に知られないように、パスワードの照会等には一切応じない、パスワードのメモを机 具体的な管理方法 上等に置かないなどの対策を実施している。 ・パスワードが流出したおそれがある場合には、電算管理者に速やかに報告し、パスワードを速やかに 変更する。 ・端末やシステムに初めてログインする時は、パスワードの変更を促し、以降定期的にパスワードの変 更を要求している。パスワードは定期的に変更し、前回使用したパスワードに変更することはできないよ うになっている。 ・仮のパスワードは、最初のログイン時点で強制的に変更している。 3.共通基盤システムにおける管理 ・共通基盤システムのWindowsログイン認証において、パスワードは一定以上の長さとすることが必須と なっており、自己により随時変更可能である。 ・共通基盤システムのWindowsログイン認証において、初回パスワードは、初回ログイン時に強制的に 変更している。 ・共通基盤システムのWindowsログイン認証において、パスワードは強制的に一定期間ごとに変更して いる。 ・共通基盤システムのWindowsログイン認証において、パスワード変更時は前回使用のパスワードに変 更することはできないようになっている(継続使用不可)。 ・共通基盤システムのWindowsログイン認証前に生体(顔)による認証を行うことにより、なりすましが行 われないよう講じている。

アクセ 管理	:ス権限の発効・失効の	[行っている]	<選択版 <i>></i> 1) 行っている	2) 行っていない	
アクセ	ス権限の管理	[行っている]	<選択肢> 1) 行っている	2) 行っていない	
		る職員等について 基づき、以下の対	、情報システムこ 策を行っている。 NIDが放置されな	ごとに定められた方法に従い いよう、人事情報をもとに定	項に規定する「3)情報システムを利用 、その登録、変更、抹消等を行うこと」「	
	具体的な管理方法	共通基盤システム ・ディレクトリサーヒ うに管理している。 ・利用していないIC	において、以下で ごス機能において)が放置されない	のとおり、アクセス権限の管理 、操作者の業務内容に応じ	里を行っている。 た最低限のアクセス権限が付与される て、操作者の業務内容に応じた最低[0	
		連携機能についる。権を付与している。オンライン機能に	まサーバーにおいては、システム単 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、	、て、以下のとおり、アクセス 位で制限し、対象システムに	該当する範囲のみに限定してアクセスよう、システム所管課において、操作者	
特宁作	 固人情報の使用の記録	「記録を列	 している	」 <選択肢>		
	具体的な方法	各種アクセス記録よう一定の期間保こと。」に基づき、よい成人保健システム・アクセス記録はテックセス記録はティンは基盤システム・ディレクトリーに対象し、一定対象に対して、	及び情報セキュリ存し、及び情報セキュリ存し、及び記録の以下の対策を行っな内での特時、定は、処理日に保管では、ないでは、ないでは、これには、これには、これには、これには、はいてには、はいては、はいては、はいては、はいては、はいては、はいては、は	リティの確保に必要な記録を の改ざん、窃取又は不正な削っている。 人情報の更新・参照・発行の 員情報、部署情報、端末情報 し、あらかじめ許可された担言 > のとおり、特定個人情報の使 、いつ、どの端末で、誰が、	ネットワークの管理)第1項に規定する「取得し、不正なアクセス等に対処でき」 取得し、不正なアクセス等に対処でき 」除の防止のために必要な措置を講ず 記録をアクセスログとして保管する。 g、処理事由、宛名番号、処理内容なと 当者以外はアクセスできないようにして	るるごいた
		く統合利用番号連 統合利用番号連携・いつ、どの端末で ・データ連携機能に る。	直携サーバーにお	って、以下のとおり、特定個人 一クにログイン/ログアウト	、情報の使用の記録を行っている。 したかを記録し、一定期間保存している したログを取得し、一定期間保存してい し、一定期間保存している。	
その他	也の措置の内容	いる状態で端末を ・自分のID・パスワ	操作しない運用で ードで他人が操	を行っている。 作できないよう対策を講じて	作させない。また、他職員がログインしいる。(ID・パスワードを他人に教えない)のID・パスワードでログインさせない)	۸,
リスク	への対策は十分か	[十分·	である	<選択肢> 1)特に力を入れている。 3)課題が酵されてい	へる 2) 十分である	

リスク3: 従業者が事務外で使用するリスク 1 教育• 啓発 ・年1回、地方公共団体情報システム機構(以下JーLIS)の「e-Learningによる情報セキュリティ研修」を 実施し、本市における、個人情報の取扱い等に関する一般知識の習得及び意識レベルの向上に取り組 んでいる。 ・年1回、各課で選任されている情報セキュリティ担当者を対象に、「情報セキュリティの普及・啓発に係 る取組み」に必要な知識の習得を目的とした研修を実施している。 ・毎年度、新任管理職及び新規採用の職員等を対象とした、情報セキュリティに関する研修を実施して 2. 違反行為を行った職員に対する措置 リスクに対する措置の内容 堺市個人情報保護条例第6章(罰則)規定及び堺市情報セキュリティ対策基準要綱第15条(侵害時の対 応)第10項に規定する「市長は、職員による不正なアクセス又はその結果により、データの漏洩、破壊若 しくは改ざん又はこれらを原因とするシステムダウン等により業務に深刻な影響をもたらした場合は、当 該職員を懲戒処分等の対象とするものとする。」に基づき、以下の対策を行っている。 ・違反行為を行ったものに対しては、違反行為の程度によっては地方公務員法による懲戒の対象として いる。 3. その他の措置 委託業務の従業者については、契約時に当該業務従事者全員から秘密の保持に関する誓約書、委託 事業者からのセキュリティ等に関する社員教育の実績書及び計画書等の提出を義務付けている。 <選択肢> Γ 十分である 1 1) 特に力を入れている リスクへの対策は十分か 2) 十分である 3) 課題が残されている リスク4: 特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク 事務端末には特定個人情報ファイルが保存されない仕組みとなっている。 リスクに対する措置の内容 ・システムのバックアップデータ等には厳重に管理し、権限を持った者のみがアクセスできる。 <選択肢> 1)特に力を入れている 3)課題が残されている 十分である 1 リスクへの対策は十分か 2) 十分である 特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置 ・端末は、ディスプレイが来庁者から見えない位置に設置している ・端末操作時、離席する際は必ずログアウトする。

- ・特定個人情報が記載された紙媒体について、離席時には引出しに入れる等の覗き見を防止している。
- ・許可のない外部記録媒体が使用できないように制限している。
- ・ファイルの持ち出しについて、持出し申請者を限定するとともに、上長の承認が必要であり、また、上長の承認を得たファイルは、申請 した者しか持ち出すことが出来ないように制限している。
- ・いつ、誰が、どの端末で、どのデバイスに、どのファイルを持ち出し、持ち込みしたか、誰が持出し承認したかを記録するとともに、記録 を取得していることを関係者に周知し、不正な持出しを抑止している。

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託

] 委託しない

- 委託先による特定個人情報の不正入手・不正な使用に関するリスク
- 委託先による特定個人情報の不正な提供に関するリスク

委託先による特定個人情報の保管・消去に関するリスク 委託契約終了後の不正な使用等のリスク 再委託に関するリスク							
	情報仍	保護管理体制の確認	・契約時には、個人情報等の保護に係る誓約書、業務従事者届、業務従事者の経歴書、業務従事者からの秘密保持に関する誓約書、実施体制図、セキュリティ等に関する社員教育の実績書及び計画書の 提出を義務付けている。				
特定個人情報ファイルの閲覧 者・更新者の制限			[制限している] <選択肢> 1)制限している 2)制限していない				
		具体的な制限方法	・作業者を限定するために、委託作業者の名簿を提出させる。 ・閲覧/更新権限を持つものを必要最小限にする。 ・閲覧/更新権限を持つ者のアカウント管理を行い、システム上で操作を制限する。 ・閲覧/更新の履歴(ログ)を取得し、不正な使用がないことを確認する。				
特定化いの部		国人情報ファイルの取扱 録	[記録を残している] <選択肢> (選択肢> 1)記録を残している 2)記録を残していない				
		具体的な方法	・委託先が特定個人情報にアクセスした場合においてもログ管理されている。				

特定個人情報の提供ルール		[定めている]	<選択肢> 1) 定めている	2) 定めていない			
	委託先から他者への 提供に関するルールの 内容及びルール遵守 の確認方法	し遵守を監督すること。	事項に	ついて委託先同様の義系	条件を課している。 務を再委託先に負わせ、再委託先 保護に係る誓約書の写しを本市に			
		すること。						
		・再委託先従事者から再委託先事業者に提出される秘密保持に関する誓約書の写しを本市に提出する こと。 ・再委託先の業務従事者に対するセキュリティに係る教育状況についてその実施状況が確認できる書						
		類を本市に提出すること。また再 点から審査した上で、判断する。	委託の記	件諾については、本市に	提出される再委託申請書を以下の			
		- 再委託先の名称、所在地、連絡 - 再委託が、業務の一部分かつ専 - 再委託する作業内容を具体的に - 全部又は大部分の再委託でなり	厚門的な こ明記し	作業であること。	ていること。			
		-再委託する作業内容に関して、 体における対象業務の実績を有			■業の実績又は堺市若しくは他の	自治		
		また、契約書で、本市が「必要がんができる」と定め、必要があればな			履行に立会い、又は報告を求める	ること		
	委託元と委託先間の 提供に関するルールの 内容及びルール遵守 の確認方法	特定個人情報の取扱いについては、堺市個人情報保護条例に則り、個人情報の保護の重要性を認識し、個人の権利利益を侵害することのないよう適正に取り扱うように委託契約書において特記事項として定めている。(規定内容) ・契約終了又は解除された後においても秘密保持すること ・従事者に対して堺市個人情報保護条例で定める罰則の教示を行うこと ・個人情報の収集の制限と適正管理を行うこと ・目的外の使用と第三者への提供の禁止 ・個人情報の返還と廃棄に関すること ・複写、複製の禁止・事故発生時の速やかな報告 ・契約事項の違反による損害賠償の担保 また、契約書で、本市が「必要があると認めるときは、この業務の履行に立会い、又は報告を求めることができる」と定め、必要があれば本市職員が現地調査する。						
特定值	 固人情報の消去ルール	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている	2) 定めていない			
	ルールの内容及び ルール遵守の確認方 法	【ルールの内容】 契約書において、業務委託が終す 情報を委託元に返還、破棄若しく 【ルール遵守の確認方法】委託契 面にて、破棄、消去の方法、完了 る。	は消去し 別の報	しなければならない旨を 告条項に基づき、定期的	い、委託元の責任と負担において 規定している。 記に特定個人情報の取扱いについ	ハて書		
	・ 契約書中の特定個人情 イルの取扱いに関する	[定めている]	<選択肢> 1)定めている	2) 定めていない			
	規定の内容	個人情報の取扱いについては、 人の権利利益を侵害することのな ている。(規定内容)・契約終了又 人情報保護条例で定める罰則の の使用と第三者への提供の禁止 生時の速やかな報告・契約事項(ないようば は解除 教示を行 ・複写及	適正に取り扱うように委言 された後においても秘密 〒うこと・個人情報の収集 ュび複製の禁止・個人情報	€契約書において特記事項として 保持すること・従事者に対して堺 €の制限と適正管理を行うこと・目	定め 市個 的外		
	託先による特定個人情 イルの適切な取扱いの	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っ 3) 十分に行っていない	っている 2) 十分に行っている 4) 再委託していない			
	具体的な方法	・委託先と同等のリスク対策を実	施する					
その作	也の措置の内容	_						
リスク	への対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れている 3)課題が残されている	2) 十分である			
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置								
1								

5. 特	定個人情報の提供・移車	云 (委託や情報提	供ネットワ <i>ーク</i>	システム	を通じた提供を除	(.)	[]	提供・移転しない
リスク1: 不正な提供・移転が行われるリスク								
特定個人情報の提供・移転 の記録		[記録を死	浅している]	<選択肢> 1) 記録を残してし	いる	2) 記録	を残していない
	具体的な方法	でICTイノベーショ 報に関しては、移り 通信ログで取得し ての通信ログを取	移転する情報/ ン推進室に依え 転不可能である ており、7年間 得している、よ	こ関して、 頼をする。 る。どのシ 保存してい :記記録い	移転元と移転先に 仕様で定めたこと ステムがどの情幸 いる。正当な移転が こついては刑事訴 又は、禁錮にあた	:のみシステ <i>L</i> 最に対して、い だけでなく、不 訟手続上の証	本構築して つ移転し 正な移車 E拠保全	所属長の許可を得た上ており、仕様以外の情したかをネットワークの云、移転の失敗など全のため、刑事訴訟法第、67年分を保存する。
特定個人情報の提供・移転 に関するルール		[定め	ている]	<選択肢> 1) 定めている		2) 定め	ていない
	ルールの内容及び ルール遵守の確認方 法	築し、適切なタイミ 転でないことを確認	を定める際にほ ングで自動で 認し、決裁行為 是供・移転に係	関係各課と 提供する を経たう るルール	:協議を行い、法令 仕組みを構築して えで行っている。 (規程類)の詳細/	いる。随時で	行う際も	たうえでシステムを構、その都度不適切な移 される政省令等の内
その他	の措置の内容	・共通基盤システ.に管理し、基本的			おり、情報の持ちと			権限を有する者を厳格
リスクへの対策は十分か		[+分	である]	<選択肢> 1) 特に力を入れ 3) 課題が残され	ている ている	2) 十分	である
リスク	リスク2: 不適切な方法で提供・移転が行われるリスク							
リスク	に対する措置の内容	ている。 ・許可のない外部 ・ファイルの持ち出 の承認を得たファ ・いつ、誰が、どの	記録媒体が使 けについて、キ イルは、申請し 端末で、どの・	用できない 寺出し申記 た者しか デバイス!	いように制限してい 情者を限定するとと 持ち出すことが出 こ、どのファイルを	いる。 ċもに、上長の 来ないように┆ 持ち出し、持ち	承認が』 制限して 5込みし	情報の提供を防止し 必要であり、また、上長いる。 たか、誰が持出し承認 出しを抑止している。
リスクへの対策は十分か		[十分	である]	<選択肢> 1) 特に力を入れ 3) 課題が残され	ている ている	2) 十分	である
リスク3: 誤った情報を提供・移転してしまうリスク、誤った相手に提供・移転してしまうリスク								
リスクに対する措置の内容		・共通基盤システム 決め、認証行為を		携データ		、通信相手ご	とに持つ	IDとパスワードを取り
リスクへの対策は十分か		[+分	である]	<選択肢> 1)特に力を入れ 3)課題が残され	ている ている	2) 十分	である
特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置								

情報提供ネットワークシステム(中間サーバー)と各業務個別に連携I/Fを設けるのではなく、庁内の連携を連携サーバーに全て集約することで対策している。

リスク1: 目的外の入手が行われるリスク

<システムの運用における措置>

- ・ユーザのアクセス権限は、必要最低限の人数、参照範囲、権限としている。
- ・自己のユーザID、パスワードは適切に管理し、パスワードが他者に知られることのないよう厳重に管理している。
- ・離席時は必ずログアウトし、なりすましによる操作を防止している。
- ・定められたルールを遵守し適切に運用を行っている。
- ・情報漏えい防止などを目的とした、人的セキュリティ研修を実施している。
- 下記システムのソフトウェアにおける措置による対策を実施している。

<成人保健システムのソフトウェアにおける措置>

・成人保健システムの職員認証・権限管理機能により、ログイン時の職員認証のほか、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容等の記録が実施されるため、不適切な端末操作や情報照会などを防止する。

<統合利用番号連携サーバーのソフトウェアにおける措置>

・統合利用番号連携サーバーの職員認証・権限管理機能により、ログイン時の職員認証のほか、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容等の記録が実施されるため、不適切な端末操作や情報 照会などを防止する。

<中間サーバーの運用における措置>

リスクに対する措置の内容

- ・中間サーバーへのユーザのアクセス権限は、必要最低限の人数、参照範囲、権限としている。
- ・自己のユーザID、パスワードは適切に管理し、パスワードが他者に知られることのないよう厳重に管理している。
- ・離席時は必ずログアウトし、なりすましによる操作を防止している。
- ・ 定められたルールを順守し適切に運用を行っている。
- ・堺市情報セキュリティポリシーなどに基づく研修を実施するなど、人的対策を行っている。
- ・中間サーバー・ソフトウェアにおける措置による対策を実施している。

1

<中間サーバー・ソフトウェアにおける措置>

- ・情報照会機能(※1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可用照合リスト(※2)との照合を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。
- ・中間サーバーの職員認証・権限管理機能(※3)では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。
- (※1)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能。
- (※2)番号法別表第2及び第19条第14号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。(※3)中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能。

リスクへの対策は十分か

十分である

Γ

<選択肢>

1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている

2) 十分である

リスク2: 安全が保たれない	方法によって入手が行われるリスク				
リスクに対する措置の内容	<システムの運用における措置> ・下記各システムのソフトウェアにおける措置による対策を実施している。 ・定められた運用手順に従い、照会、入手したデータに錯誤がないよう正確性を都度確認し、適切な運用を行っている。				
	<成人保健システムのソフトウェアにおける措置> ・成人保健システムは、自機関向けの中間サーバーから、自機関内の統合利用番号連携サーバーのみを経由し、通信及び特定個人情報の入手を実施することで、安全性を確保している。				
	<統合利用番号連携サーバーのソフトウェアにおける措置> ・統合利用番号連携サーバーは、照会対象者に付番された正しい個人番号(個人番号の真正性の確認は、「Ⅲ. 2. リスク3」を参照)に基づき、団体内統合宛名番号を付番してインタフェースシステムより処理通番等を入手した上で、情報提供用個人識別符号の取得依頼するため、照会対象者の個人番号に基づき正確に情報提供用個人識別符号の紐付けが行われることから、正確な照会対象者に係る特定個人情報を入手することが担保されている。				
	<中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ・中間サーバーは、特定個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供 ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみ実施できるように設計されるため、安全性が 担保されている。				
	く中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用ネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。 ・中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。				
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている				
リスク3: 入手した特定個人情報が不正確であるリスク					
リスクに対する措置の内容	<成人保健システムのソフトウェアにおける措置>成人保健システムは、自機関向けの中間サーバーから、自機関内の統合利用番号連携サーバのみを経由し、通信及び特定個人情報の入手を実施することで、安全性を確保している。 〈中間サーバーの運用における措置>				
	・中間サーバー・ソフトウェアにおける措置による対策を実施している。 ・定められた運用手順に従い、照会、入手したデータに錯誤がないよう正確性を都度確認し、適切な運用を行っている。 <中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ・中間サーバーは、特定個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用して、情報提供用個人識別符号により紐付けられた照会対象者に係る特定個人情報を入手することが担保されている。				
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている				

リスク4: 入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク <システムの運用における措置> ・ユーザのアクセス権限は、必要最低限の人数、参照範囲、権限としている。 ・自己のユーザID、パスワードは適切に管理し、パスワードが他者に知られることのないようにしている。 ・離席時は必ずログアウトし、なりすましによる操作を防止している。 ・定められたルールを遵守し適切に運用を行っている。 情報漏えい防止などを目的とした、人的セキュリティ研修を実施している。 <成人保健システムのソフトウェアにおける措置> 成人保健システムは、職員認証・権限管理機能により、ログイン時の職員認証のほか、ログイン・ログア ウトを実施した職員、時刻、操作内容等の記録を実施することにより、不適切な端末操作や情報照会な どを防止する。 <統合利用番号連携サーバーのソフトウェアにおける措置> ・統合利用番号連携サーバーは、情報照会が完了又は中断した情報照会結果などについては、一定期 間経過後に当該結果を自動で削除することにより、特定個人情報の漏えい、紛失を防止する。 ・統合利用番号連携サーバーは、職員認証・権限管理機能により、ログイン時の職員認証のほか、ログ イン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容等の記録を実施することにより、不適切な端末操作や 情報照会などを防止する。 <中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> リスクに対する措置の内容 ・中間サーバーは、情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみを実施するた め、漏洩・紛失のリスクに対応している(※)。 ・既存システムからの接続に対し認証を行い、許可されていないシステムからのアクセスを防止する仕 組みを設けている。 ・情報照会が完了又は中断した情報照会結果については、一定期間経過後に当該結果を情報照会機 能において自動で削除することにより、特定個人情報が漏えい・紛失するリスクを軽減している。 ・中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを 実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオン ライン連携を抑止する仕組みになっている。 (※)中間サーバーは、情報提供ネットワークシステムを使用して特定個人情報を送信する際、送信する 特定個人情報の暗号化を行っており、照会者の中間サーバーでしか復号できない仕組みになっている。 そのため、情報提供ネットワークシステムでは復号されないものとなっている。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した 行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、漏えい・紛失のリスクに対応し ている。 ・中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通 信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応している。 ・中間サーバー・プラットフォーム事業者の業務は、中間サーバー・プラットフォームの運用、監視・障害 対応等であり、業務上、特定個人情報へはアクセスすることはできない。

1

へ選択版ノ 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている

2) 十分である

Γ

リスクへの対策は十分か

十分である

リスク5: 不正な提供が行われるリスク <システムの運用における措置> ・ユーザのアクセス権限は、必要最低限の人数、参照範囲、権限としている。 ・自己のユーザID、パスワードは適切に管理し、パスワードが他者に知られることのないようにしている。 ・離席時は必ずログアウトし、なりすましによる操作を防止している。 ・定められたルールを遵守し適切に運用を行っている。 情報漏えい防止などを目的とした、人的セキュリティ研修を実施している。 <成人保健システムのソフトウェアにおける措置> ・成人保健システムは、職員認証・権限管理機能により、ログイン時の職員認証のほか、ログイン・ログ アウトを実施した職員、時刻、操作内容等の記録を実施することにより、不適切な端末操作や情報照会 などを防止する。 <統合利用番号連携サーバーのソフトウェアにおける措置> ・統合利用番号連携サーバーは、情報照会が完了又は中断した情報照会結果などについては、一定期 間経過後に当該結果を自動で削除することにより、特定個人情報の漏えい、紛失を防止する。 ・統合利用番号連携サーバーは、職員認証・権限管理機能により、ログイン時の職員認証のほか、ログ イン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容等の記録を実施することにより、不適切な端末操作や 情報照会などを防止する。 <中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> リスクに対する措置の内容 ・中間サーバーは、情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみを実施するた め、漏洩・紛失のリスクに対応している(※)。 ・既存システムからの接続に対し認証を行い、許可されていないシステムからのアクセスを防止する仕 組みを設けている。 ・情報照会が完了又は中断した情報照会結果については、一定期間経過後に当該結果を情報照会機 能において自動で削除することにより、特定個人情報が漏えい・紛失するリスクを軽減している。 ・中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを 実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオン ライン連携を抑止する仕組みになっている。 (※)中間サーバーは、情報提供ネットワークシステムを使用して特定個人情報を送信する際、送信する 特定個人情報の暗号化を行っており、照会者の中間サーバーでしか復号できない仕組みになっている。 そのため、情報提供ネットワークシステムでは復号されないものとなっている。 く中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した 行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、漏えい・紛失のリスクに対応し ている。 −バーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通 -中間サ-信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応している。 ・中間サーバー・プラットフォーム事業者の業務は、中間サーバー・プラットフォームの運用、監視・障害 対応等であり、業務上、特定個人情報へはアクセスすることはできない。 <選択肢> Γ 1 十分である 1) 特に力を入れている 2) 十分である リスクへの対策は十分か 3) 課題が残されている

リスク6: 不適切な方法で提供されるリスク <各システムの運用における措置> ・ユーザのアクセス権限は、必要最低限の人数、参照範囲、権限としている。 ・自己のユーザID、パスワードは適切に管理し、パスワードが他者に知られることのないようにしている。 離席時は必ずログアウトし、なりすましによる操作を防止している。 ・ 定められたルールを遵守し適切に運用を行っている。 情報漏えい防止などを目的とした、人的セキュリティ研修を実施している。 中間サーバー・ソフトウェアにおける措置による対策を実施している。 <成人保健システムのソフトウェアにおける措置> ・成人保健システムは自機関向けの中間サーバーに対し、自機関向け統合利用番号連携サーバーおよ び共通基盤システムのみを経由し、通信および特定個人情報の提供を実施するため、不適切な方法で の提供を防止している。 ・成人保健システムの職員認証・権限管理機能により、ログイン時の職員認証のほか、ログイン・ログア ウトを実施した職員、時刻、操作内容等の記録が実施されるため、不適切な端末操作や情報提供などを 防止する。 <統合利用番号連携サーバーのソフトウェアにおける措置> 統合利用番号連携サーバーは自機関向けの中間サーバーとだけ通信および特定個人情報の提供を 実施するため、不適切な方法での提供を防止している。 ・統合利用番号連携サーバーの職員認証・権限管理機能により、ログイン時の職員認証のほか、ログイ リスクに対する措置の内容 ン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容等の記録が実施されるため、不適切な端末操作や情報 提供などを防止する。 <中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ・セキュリティ管理機能(※)により、情報提供ネットワークシステムに送信する情報は、情報照会者から 受領した暗号化鍵で暗号化を適切に実施した上で提供を行う仕組みになっている。 ・中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを 実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオン ライン連携を抑止する仕組みになっている。 (※)暗号化・復号機能と、鍵情報及び照会許可用照合リストを管理する機能。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した 行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、不適切な方法で提供されるリ スクに対応している。 ・中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通 信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応している。 ・中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者においては、特定個人情報に係る業務には アクセスができないよう管理を行い、不適切な方法での情報提供を行えないよう管理している。 <選択肢> 十分である] 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている リスクへの対策は十分か 2) 十分である

リスク7: 誤った情報を提供してしまうリスク、誤った相手に提供してしまうリスク <各システムの運用における措置> ・ユーザのアクセス権限は、必要最低限の人数、参照範囲、権限としている。 ・自己のユーザID、パスワードは適切に管理し、パスワードが他者に知られることのないようにしている。 ・離席時は必ずログアウトし、なりすましによる操作を防止している。 定められたルールを遵守し適切に運用を行っている。 情報漏えい防止などを目的とした、人的セキュリティ研修を実施している。 ・中間サーバー・ソフトウェアにおける措置による対策を実施している。 <成人保健システムのソフトウェアにおける措置> ・成人保健システムは自機関向けの中間サーバーに対し、自機関向け統合利用番号連携サーバーおよ び共通基盤システムのみを経由し、通信および特定個人情報の提供を実施するため、不適切な方法で の提供を防止している。 ・成人保健システムの職員認証・権限管理機能により、ログイン時の職員認証のほか、ログイン・ログア ウトを実施した職員、時刻、操作内容等の記録が実施されるため、不適切な端末操作や情報提供などを 防止する。 <統合利用番号連携サーバーのソフトウェアにおける措置> ・統合利用番号連携サーバーは自機関向けの中間サーバーとだけ通信および特定個人情報の提供を 実施するため、不適切な方法での提供を防止している。 ・統合利用番号連携サーバーの職員認証・権限管理機能により、ログイン時の職員認証のほか、ログイ リスクに対する措置の内容 ン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容等の記録が実施されるため、不適切な端末操作や情報 提供などを防止する。 <中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ・セキュリティ管理機能(※)により、情報提供ネットワークシステムに送信する情報は、情報照会者から 受領した暗号化鍵で暗号化を適切に実施した上で提供を行う仕組みになっている。 ・中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを 実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオン ライン連携を抑止する仕組みになっている。 (※)暗号化・復号機能と、鍵情報及び照会許可用照合リストを管理する機能。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した 行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、不適切な方法で提供されるリ スクに対応している。 ・中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通 信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応している。 ・中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者においては、特定個人情報に係る業務には アクセスができないよう管理を行い、不適切な方法での情報提供を行えないよう管理している。 十分である 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている リスクへの対策は十分か 2) 十分である

情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置

<各システムの運用における措置>

- ・ユーザのアクセス権限は、必要最低限の人数、参照範囲、権限としている。
- ・自己のユーザID、パスワードは適切に管理し、パスワードが他者に知られることのないようにしている。
- ・離席時は必ずログアウトし、なりすましによる操作を防止している。
- ・定められたルールを順守し適切に運用を行っている。
- 情報漏えい防止などを目的とした、人的セキュリティ研修を実施している。
- 下記各システムソフトウェアにおける措置による対策を実施している。

<成人保健システムのソフトウェアにおける措置>

- ・成人保健システムの職員認証・権限管理機能により、ログイン時の職員認証のほか、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容等の記録が実施されるため、不適切な端末操作や情報照会・情報連携を防止する。
- ・成人保健システムは自機関向けの中間サーバーと接続する、自機関向け統合利用番号連携サーバー及び共通基盤システムとのみ 通信および特定個人情報の入手・提供を実施するため、安全性が担保されている。

<統合利用番号連携サーバーのソフトウェアにおける措置>

- ・統合利用番号連携サーバーの職員認証・権限管理機能により、ログイン時の職員認証のほか、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容等の記録が実施されるため、不適切な端末操作や情報照会・情報連携を防止する。
- ・統合利用番号連携サーバーは自機関向けの中間サーバーとだけ通信及び特定個人情報の入手・提供を実施するため、安全性が担保されている。
- 統合利用番号連携サーバーと自機関向けの中間サーバーの間は、通信を暗号化することで安全性を確保している。

<中間サーバー・ソフトウェアにおける措置>

- ・中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容 の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。
- ・情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応 している。

<中間サーバー・プラットフォームにおける措置>

- ・中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。
- ・中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。
- ・中間サーバー・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理(アクセス制御)しており、 中間サーバー・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。
- ・特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者における情報漏えい等のリスクを極小化している。

7. 特定個人情報の保管・消去					
リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク					
①NISC政府機関統一基準群	[政府機関ではない] <選択肢>] 1)特に力を入れて遵守している 2)十分に遵守している 3)十分に遵守していない 4)政府機関ではない				
②安全管理体制	[十分に整備している] <選択肢> 1)特に力を入れて整備している 2)十分に整備している 3)十分に整備していない				
③安全管理規程	[十分に整備している] <選択肢>] 1)特に力を入れて整備している 2)十分に整備している 3)十分に整備していない				
④安全管理体制・規程の職 員への周知	[十分に周知している] <選択肢>] 1)特に力を入れて周知している 2)十分に周知している 3)十分に周知していない				
⑤物理的対策	[十分に行っている] く選択肢> 1)特に力を入れて行っている 2)十分に行っている 3)十分に行っていない				
具体的な対策の内容	1. サーバー設置場所 堺市情報セキュリティ対策基準要綱第9条(サーバーの導入及び運用)に規定する「(4)操作の権限を有しない者に容易に操作されることがないよう、サーバーに記録された情報の重要度に応じて設置場所への入室制限を行うなど適切な措置を講じなければならない。」及び第11条(管理区域)に規定する「(1)水害対策及び確実な入退室管理を行うと。」に基づき、以下の対策を行っている。・サーバーを設置する電算機室から外部に通ずるドアは最小限とし、ICカードにて立入を制限の上、監視カメラを設置して入退室を監視している。 2. 端末設置場所 堺市情報セキュリティ対策基準要綱第10条(端末機及びサーバーの管理)第1項に規定する「システム利用責任者は、執務室等に職員等がいない場合における当該執務室等の施錠等の徹底、端末機、サーバー等の固定その他情報資産の盗難防止のための措置を講じなければならない。」に基づき、以下の対策を行っている。・戦員等は、パソコン等の端末について、第三者に使用されること、又は電算管理者の許可な〈情報を閲覧されることがないように、離席時の端末のロック等、適切な措置を講じている。・業務終了後は、端末機等を施錠できるロッカー等へ保管し、又はセキュリティワイヤロック等を導入し、盗難を防止している。 3. 記録媒体・紙媒体の保管場所 堺市情報セキュリティ対策基準要綱第8条(記録媒体の管理)に規定する「(3) 重要な情報を記録した記録媒体については、その重要度に応じて、漏洩、滅失、損傷等の防止に備えるなど適切な対策を講じた場所に保管しなければならない。」に基づき、以下の対策を行っている。・情報を記録した記録媒体を保管する場合、施錠可能な場所に保管している。・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・				

⑥技術的対策		十分に行っている
		【不正プログラム対策】 「探市情報セキュリティ対策基準要綱第19条(不正プログラム対策)第1項に規定する「職員等は、外部から取り入れ、又は外部へ持ち出すデータ、送受信する電子メール等については、不正プログラムチェック(当該データ等に不正プログラムが含まれているか否かを調べることをいう。)を行うなど、不正プログラムテムの会人又は外部への拡散その他不正プログラムによるシステム障害等の発生の防止に努めなければならない。」及び第19条(不正プログラム対策)第2項に規定する「電算管理者は、常時不正プログラムに関する情報収集に努め、不正プログラムチェック用の定義ファイル等は常に最新のものに保たなければならない。」に基づき、以下の対策を行っている。・サーバー及びパソコン等の端末に、コンピュータウイルス等の不正プログラム対策ソフトウェアを常駐させている。・サーバー及びパソコン等の端末に、コンピュータウイルス等の不正プログラム対策ソフトウェアを常駐させている。・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
⑦バッ	クアップ	[十分に行っている] <選択肢> 1)特に力を入れて行っている 2)十分に行っている 3)十分に行っていない
⑧事故発生時手順の策定・ 周知		[十分に行っている] <選択肢> 1)特に力を入れて行っている 2)十分に行っている 3)十分に行っていない
機関に	53年以内に、評価実施 おいて、個人情報に関 大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1)発生あり 2)発生なし
	その内容	
	再発防止策の内容	
⑪死者の個人番号		[保管している] <選択肢> 1)保管している 2)保管していない
	具体的な保管方法	死者の特定個人情報は、生存する個人の特定個人情報と分けて管理しないため、「皿特定個人情報 ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策」において示す、生存する個人の特定個人情報ファイルと 同様の管理を行う。
その他の措置の内容		関係規定の整備 「データの外部持出し制限の強化」と「情報セキュリティ等のチェック体制の強化」を主な内容として、関係 規定(堺市個人情報の適正管理に関する要綱、堺市情報セキュリティポリシー)を改正する。
リスク	への対策は十分か	[特に力を入れている] <選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている

リスク	72: 特定個人情報が古い	い情報のま	ま保管され続ける	らリスク				
リスク	た対する措置の内容				住民基本台帳システ ステムとの整合処理		異動データを連携させ 実施する。	るることに
リスク	2への対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れ 3)課題が残され	ている ている	2) 十分である	
リスク	73: 特定個人情報が消	去されずい	つまでも存在する	リスク				
消去	手順	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている		2) 定めていない	
	手順の内容	管理簿に 読み出する 成し、受渡	その記録を残す。 ことができないよう もし、保管及び廃棄	また、専用ソ うにする。・紙 きの運用が遊	/フトによるフォーマッ ・帳票については、要 動切になされているこ	ル、物理的料 領・手順書 とを適時確認	でいる。 では、では、では、では、できる。 できる。 でき。 できる。 できる。 できる。 できる。 できる。 できる。 できる。 できる。 できる。 できる。 でき	、内容を 簿等を作 記録を残
その他	也の措置の内容							
リスク	への対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れ 3)課題が残され	ている ている	2) 十分である	
特定侧	個人情報の保管・消去に	おけるその	他のリスク及びそ	のリスクに対				

Ⅳ その他のリスク対策※

1. 監	査	
①自己	己点検	[十分に行っている] <選択肢> 1)特に力を入れて行っている 2)十分に行っている 3)十分に行っていない
		・J-LISの自己点検シートを参考に、堺市の実情に合わせた自己点検シートを作成し、年1回、職員による自己点検を実施している。また、評価書の記載したとおりに運用がなされているかも確認している。
	具体的なチェック方法	く中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、定期的に自己点検を実施することとしている。
②監査	<u> </u>	[十分に行っている] <選択肢> 1)特に力を入れて行っている 2)十分に行っている 3)十分に行っていない
	具体的な内容	堺市情報セキュリティ対策基準要綱第24条(監査)第1項に規定する「情報セキュリティ監査統括責任者は、十分な専門的知識を有する者をして情報セキュリティについての監査を定期的にさせなければならない。」に基づき、以下の対応を行っている。 ・定期的に、外部の第三者(or評価実施機関内)による監査を実施している。 ・監査事項は以下のとおり。 -組織のセキュリティ -人的セキュリティ -人的セキュリティ -物理的及び環境的セキュリティ -通信及び運用管理 -アクセス制御 -システムの開発及び保守 ・監査の実施体制は以下のとおり。 -監査しまる -監査人2名 ・監査結果を踏まえて、当該事項への対処及び実施手順の見直し等に活用している。 く中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームについて、定期的に監査を行うこととしている。
2. 従	業者に対する教育・	
従業を	皆に対する教育・啓発	[十分に行っている] <選択肢> 1)特に力を入れて行っている 2)十分に行っている 3)十分に行っていない
	具体的な方法	1. 教育・啓発 ・年1回、J-LISの「e-Learningによる情報セキュリティ研修」を実施し、本市における、個人情報の取扱い等に関する一般知識の習得及び意識レベルの向上に取り組んでいる。 ・年1回、各課で選任されている情報セキュリティ担当者を対象に、「情報セキュリティの普及・啓発に係る取組み」に必要な知識の習得を目的とした研修を実施している。 ・毎年度、新任管理職及び新規採用の職員等を対象とした、情報セキュリティに関する研修を実施している。 2. 違反行為を行った職員に対する措置 堺市個人情報保護条例第6章(罰則)規定及び堺市情報セキュリティ対策基準要綱第15条(侵害時の対応)第10項に規定する「市長は、職員による不正なアクセス又はその結果により、データの漏洩、破壊若しくは改ざん又はこれらを原因とするシステムダウン等により業務に深刻な影響をもたらした場合は、当該職員を懲戒処分等の対象とするものとする。」に基づき、以下の対策を行っている。 ・違反行為を行ったものに対しては、違反行為の程度によっては地方公務員法による懲戒の対象としている。 ・中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、セキュリティ研修等を実施することとしている。 ・中間サーバー・プラットフォームの業務に就く場合は、運用規則等について研修を行うこととしている。

3. その他のリスク対策

<中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテラシの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実 現している。

Ⅴ 開示請求、問合せ

1. 特	1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求						
①請求		堺市市長公室広報戦略部市政情報課 〒590-0078 堺市堺区南瓦町3番1号 072-228-7439					
②請求	求方法	指定様式による書面の提出により開示・訂正・削除・中止請求を受付い	ける。				
	特記事項						
③手数料等		[無料] <選択肢> 1)有料 (手数料額、納付方法:	2) 無料				
④個人情報ファイル簿の公表		く選択肢> 1) 行っている	2) 行っていない				
	個人情報ファイル名						
	公表場所						
⑤法令	冷による特別の手続						
⑥個/ 記載等	人情報ファイル簿への不 [
2. 特定個人情報ファイルの		の取扱いに関する問合せ					
①連絡先		堺市健康福祉局健康部健康医療推進課 〒590-0078 堺市堺区南瓦町3番1号 072-222-9936					
②対応方法		問い合わせの受付時に受付票を起票し、対応について記録を残す。					

VI 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	
②しきい値判断結果	[基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる] 〈選択肢〉 1) 基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施) 3) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施) 4) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に全項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見	見の聴取
①方法	堺市パブリックコメント制度要綱に基づき、パブリックコメントによる意見聴取を実施する。パブリックコメントの実施に際しては、広報紙に公表している旨の記事を掲載し、市ホームページ及び市内公共施設にて全文を閲覧できるようにする。
②実施日·期間	令和4年1月19日から令和4年2月16日まで
③期間を短縮する特段の理 由	_
④主な意見の内容	リスク対策について意見あり(1件)
⑤評価書への反映	なし
3. 第三者点検	
①実施日	令和4年2月17日
②方法	堺市個人情報保護審議会による第三者点検を実施した。
③結果	特定個人情報保護評価指針に定める目的に照らし、記載内容は妥当であると認められた。
4. 個人情報保護委員会の	承認【行政機関等のみ】
①提出日	
②個人情報保護委員会によ る審査	

(別添3)変更箇所

(別添3)変更箇所	本 更並の記載	- 本国後の記載	相山吐椒	担山吐物一发之影明
変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年1月4日	I基本情報 1.特定個人情報ファイルを取 り扱う事務 ②事務の内容		追記 〈中間サーバー〉:情報保有機関は情報提供 〈中間サーバー〉:情報保有機関は情報提供 表ットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する個人情報について情報連携を行うことが必要である。また、この情報提供未つり、フークシステムにおいては、各機関は特定個人情報を分散管理することとされていることから、情報提供有機関への直接参照することは、セキュリティ上好ましくない。各情報保有機関は七年ュリティ上好ましくない。各情報保有機関は当たり、情報提供に必要な情報を「割本」として装備した中間サーバーは、情報提供ネットワークシステムとでインターフィイスシステム)、既存システム、統合利用番号連携サーバ等の各システムとデータの受け渡しを行うことで、符号の取得や各情報保有機関で保有する特定個人情報の照会と提供等の機能を実現するもの。機構が設置するものを共同利用する。		
令和4年1月4日	I 基本情報 2 特定個人情報ファイルを取 り扱う事務において使用する システム システム2 ②システムの機能	基本情報システムにおけるお特定個人ファイル を取り扱う事務機能は以下の機能から構成され ている。 1.住民情報 住民基本台帳のデータを連携	基本情報システムにおけるお特定個人ファイルを取り扱う事務機能は以下の機能から構成されている。 1.住民情報 住民基本台帳、市民税等のデータを連携	事後	
令和4年1月4日	I 基本情報 2.特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用する システム システム4 ①システムの名称	_	統合利用番号連携サーバー		
令和4年1月4日	I基本情報 2.特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用する システム システム4 ②システムの機能	_	庁内の各システムが保有する固有宛名番号を、本市内で統合(名寄)して管理するシステムであり以下の機能から構成されている。 1.宛名管理機能各システム固有宛名番号と本市内統合宛名番号を管理する 2.情報提供機能業務情報を中間サーバーに提供するための機能3.情報照会機能他機関へ照会するための機能4符号要求機能処理通番、符号の要求データを既存住基システムに送信する機能5.オンライン機能オンライン機能オンラインでの統合宛名の検索、更新機能		
令和4年1月4日	1 基本情報 2.特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステムシステム4 ③他のシステムとの接続	_	その他(中間サーバー)		
令和4年1月4日	I基本情報 2.特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム5 ①システム5	_	中間サーバー		
令和4年1月4日	I基本情報 2.特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステムシンステム5 ②システムの機能		中間サーバーにおける特定個人ファイルを取り扱う事務機能は以下の機能から構成されている。 1.符号管理機能 「符号」と、「団体内統合宛名番号」とを紐付け、その情報を保管・管理する。 2.情報照会機能 情報提供ネットワークシステムを介して、特定個人情報(連携対象)の情報照会、及び情報提供委員(無会した情報の受領)を行う。 3.情報提供ネットワークシステムを介して、情報照会要求の受領、及び当該特定個人情報(連携対象)の提供を行う。 4.既存システム接続機能中間サーバー及び住基システムとの間で情報原会内容、情報提供内容、特定個人情報(連携対象)、符号取得のための情報等について連携する。 5.情報提供等記録管理機能 特定個人情報(連携対象)の照会、又は提供があった言の情報提供等記録を生成し、管理する。		

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年1月4日			6.情報提供データベース管理機能特定個人情報(連携対象)を副本として、保持・管理する。 7.データ送受信機能中間サーバーと情報提供ネットワークシステム(インターフェイスシステム)との間で情報照会、情報提供、符号取得のための情報等について連携する。8.セキュリティ管理機能中間サーバーにアクセスした記録を取得する。9.職員認証・権限管理機能中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報(連携対象)へのアクセス制御を行う。10システム管理機能バッチの状況管理、業務統計情報の集計、稼動状態の通知、保管期限切れ情報の削除を行う。		
令和4年1月4日	I基本情報 2特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム ③他のシステムとの接続	_	情報提供ネットワークシステム、宛名システム 等		
令和4年1月4日	I基本情報 4.特定個人情報ファイルを取 り扱う理由 ①事務実施上の必要性	健康増進事業法に基づく事業の対象者である かの確認に用いる。	健康増進事業に基づく事業の対象者であるかを正確に把握し、適正な管理を行うため。 また、対象者の所得状況を判断し、公平・公正な実費徴収を行うため。		
令和4年1月4日	I基本情報 4.特定個人情報ファイルを取 り扱う理由 ②実現が期待されるメリット	個人番号により、個人ごとの適正な検診履歴等 の管理等を行うことができる。	個人番号により、個人ごとの適正な検診履歴等の管理等を行うことができる。 番号制度の導入により、情報提供ネットワークを通じて他市町村の地方税情報等を照会することが可能となり、実費徴収信関する面で、低の所得者対策として講じている自己負担金免除の手続きが簡素化され、市民の負担軽減につながる。		
令和4年1月4日	I基本情報 6情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ①実施の有無	実施しない	実施する		
令和4年1月4日	I基本情報 6情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	_	特定個人情報の収集 番号法第20条 別表第1 の76 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定 める命令 54条 特定個人情報の提供 番号法第19条8 別表第2 の102の2 番号法別表第二の主務省令で定める事務及 び情報を定める命令 50条		
令和4年1月4日	(別添1) 事務内容	図	システム追加により変更		
令和4年1月4日	II 特定個人情報ファイルの概要 2.基本情報 ②記録される項目 主な記録項目		地方税関係情報を追加		
令和4年1月4日	II 特定個人情報ファイルの概要 2.基本情報 ④記録される項目 その妥当性	1.個人番号、その他識別情報:対象者を正確に特定するために保有 2.4情報、連絡先、その他住民票関係情報:正確な本人特定のため、受診票に記入された情報と突合するために保有。また、健(検)診の受診勧奨に使用するため保有 3.健康 医療関係情報:本人の健康管理及び健(検)診の受診勧奨を適正に行うために保有	1.個人番号、その他識別情報:対象者を正確に 特定するために保有 2.4情報、連絡先、その他住民票関係情報:正確な本人特定のため、受診票に記入された情報と要合するために保有、また、健(検)診の受診動実に使用するため保有 3.地方税関係情報:検診の実費に係る負担の 有無を決定するために保有 4.健康 医療関係情報:本人の健康管理及び健 (検)診の受診動奨を適正に行うために保有		
令和4年1月4日	Ⅱ特定個人情報ファイルの概要3特定個人情報の入手・使用①入手元		本人又は本人の代理人、地方公共団体・地方独立行政法人に〇を附し詳細を追加		
令和4年1月4日	Ⅱ特定個人情報ファイルの概要3.特定個人情報の入手・使用②入手方法		紙、情報提供ネットワークシステムを追加		

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年1月4日	Ⅱ特定個人情報ファイルの概要 3.特定個人情報の入手・使用 ③入手の時期、頻度	庁内連携により随時入手	庁内連携により随時入手 住民基本情報: (入手元)評価実施機関内の他部署 (入手頻度、時期)随時 (入手方法)庁内連携システム 地方税情報: ①(入手元)評価実施機関内の他部署 (入手頻度、時期)月1回 (入手方法)庁内連 携システム。 ②(入手元)地方公共団体(他市町村地方税所 管課) (入手頻度、時期)本人等から申請があった場 合、随時 (入手方法)情報提供ネットワークシステム 受診記録: (入手別受診を行った医療機関又は本人等 (入手頻度、時期)入手元が医療機関の場合は (入手頻度、時期)入手元が医療機関の場合は (入手頻度、時期)入手元が本人等の場合は随時 (入手方法)紙		
令和4年1月4日	II 特定個人情報ファイルの概要 3.特定個人情報の入手・使用 ④入手に係る妥当性	番号法第14条、14条第2項に基づき入手する。	番号法第14条、14条第2項に基づき入手する。 ・		
令和4年1月4日	Ⅱ特定個人情報ファイルの概要 3.特定個人情報の入手・使用 ⑤本人への明示	番号法第14条、14条第2項に基づき入手し、健康増進法事業の実施に必要な情報の取得を目的としている。	・庁内連携システムを利用の場合、本人等からの申請時に利用目的を口頭若しくは書面で明示している(番号法第9条第2項の条例に基づく)。 ・情報提供ネットワークを利用の場合、本人等からの申請時に利用目的を口頭若しくは書面で明示している(番号法第19条7号に基づく)・医療機関や本人等から入手(受診記録)の場合、本人等が記入する予約票にも、市へ受診記録を提出されることを明記し、署名を得ている。また、本人等から直接入手する場合は、利用目的を口頭で明示している。		
令和4年1月4日	Ⅱ特定個人情報ファイルの概 要 3.特定個人情報の入手・使用 ⑥使用目的	健康増進事業法に規定する、健康増進事業を 実施するため、事業の対象者であるかの確認 を行うため、住民の情報を保有する。	健康増進事業法に規定する、健康増進事業を 実施するため、事業の対象者であるかの確認 を行うため、住民の情報を保有する。また、本 人の資格確認(住所、年齢等)をし、実費徴収 の有無を適正かつ公平に決定する。また、受診 記録の保管・管理を行い、未受診者に対する受 診勧奨を実施する。		
令和4年1月4日	Ⅱ特定個人情報ファイルの概 要 3.特定個人情報の入手・使用 ⑧使用方法	1.健(検)診情報の管理事務 健(検)参話医療機関から提出された健(検) 票を、対象者であるか特定し、適正な健診事業 の運営を図る。 2.受診勧奨事務 市民の健康増進を図るため、健(検)について の情報を個別勧奨をとおしてお知らせする。 3.精密検査への受影勧奨 がん等の円分影も受 精密検査となった受診者の方のうち、精密検査 の受診報告がない方へ、精密検査の受診を個 別勧奨をとおしてお知らせする。	1.健(検)診情報の管理事務 健(検)委託医療機関から提出された健(検) 票を、対象者であるか特定し、適正な健診事業 の運営を図る。 2.受診勧奨事務 市民の健康増進を図るため、健(検)について の情報を個別勧奨をとおしてお知らせする。 3.受診費用にかかる実費徴収の有無の確認 本人等の申請に基づき、地方税関係情報を 確認し、実費徴収の有無を確認する。 4.精密検査への受診勧奨 がん等の早期発見、早期治療を図るため、要 精密検査となった受診者の方のうち、精密検査 の受診報告がない方へ、精密検査の受診を個 別勧奨をとおしてお知らせする。		
令和4年1月4日	Ⅱ特定個人情報ファイルの概要3.特定個人情報の入手・使用 ⑥使用方法 情報の突合	医療機関からの住所・氏名等の情報について、 住民基本台帳ンステムと突合し、対象者かどう か確認する	・本人等からの申請及び医療機関からの住所・ 氏名等の情報について、住民基本台帳システ ムと突合し、対象者の資格を確認すること及び 受診記録を保管・管理する。 ・本人等からの申請に基づき、住民基本台帳シ ステムと地方税関係情報を突合し、実費徴収の 有無を決定する。		
令和4年1月4日	Ⅱ特定個人情報ファイルの概 要 3特定個人情報の入手・使用 ⑧使用方法 情報の統計分析	個人番号を用いた統計分析は行わない。	個人を特定する統計は行わない。		

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年1月4日	□特定個人情報ファイルの概要 3.特定個人情報の入手・使用 ⑧使用方法 はで記述に影響を与え得る決定	健診対象者であるかの決定を行う。	健(検)診対象者であるか、健(検)診受診費用 にかかる実費徴収の有無の決定を行う。		
令和4年1月4日	II 特定個人情報ファイルの概要 4.特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項1 ③委託先における取扱者数	10人未満	10人以上50人未満		
令和4年1月4日	II 特定個人情報ファイルの概要 4.特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項1 ⑥委託先名	富士通株式会社 関西支社	富士通Japan株式会社 関西支社		
令和4年1月4日	□特定個人情報ファイルの概要 4.特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項2 ③委託先における取扱者数	10人未満	10人以上50人未満		
令和4年1月4日	Ⅱ特定個人情報ファイルの概要 4特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項2 ④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		その他(成人保健システム運用端末による作業)を追加		
令和4年1月4日	Ⅱ特定個人情報ファイルの概要 4特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項2 ⑥委託先名	富士通株式会社 関西支社	富士通Japan株式会社 関西支社		
令和4年1月4日	II 特定個人情報ファイルの概要 6.特定個人情報の保管・消去 ①保管場所		追記 <中間サーバー・ブラットフォームにおける措置 > ・中間サーバー・ブラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバー室への入室を厳重に管理している。・特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存されている。		
令和4年1月4日	II 特定個人情報ファイルの概要 6.特定個人情報の保管・消去 ③消去方法		追記 <中間サーバー・ブラットフォームにおける措置 > ・中間サーバー・ブラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバー室への入室を厳重に管理している。・特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存されている。		
令和4年1月4日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 1.特定個人情報ファイル名	_	成人保健システム		
令和4年1月4日	皿特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3.特定個人情報の使用リスク1 宛名システム等における措置の内容		追記 〈統合利用番号連携サーバーにおける措置〉 ・評価対象の事務に必要な情報のみを記録している。 ・個人番号を利用できる業務からは個人番号にアクセスすることはできない。		
令和4年1月4日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3.特定個人情報の使用リスク2アクセス権限の発効・失効の管理 具体的な管理方法	<共通基盤システムにおける管理> ・共通基盤システムにおいて、所属長がICTイノベーション推進室に依頼を行い、情報化推進課にで必要なWindowsログインに係るアクセス権限を付与している。	<共通基盤システムにおける管理> ・共通基盤システムにおいて、所属長がICTイノベーション推進室に依頼を行い、ICTイノベーション推進室にて必要なWindowsログインに係るアクセス権限を付与している。		

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年1月4日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3.特定個人情報の使用リスク2アクセス権限の発効・失効の管理 具体的な管理方法 1.発行管理		追記 く統合利用番号連携サーバーにおける管理> ・統合利用番号連携サーバーにおいて、以下の とおり、アクセス権限の発行管理を行っている。 ・連携機能については、データ連携開始時に ICTイグベーション推進室の許可を得た上で、シ ステム単位で必要なアクセス権限を付与している。個人単位では付与していない。 ・オンライン機能については、所属長の許可を 得た上でICTイグベーション推進室に依頼を行 い、ICTイノベーション推進室にで必要なアクセ ス権限を個人単位で付与している。		
令和4年1月4日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3、特定個人情報の使用リスク2アクセス権限の発効・失効の管理具体的な管理方法2、失効管理		追記 〈統合利用番号連携サーバー〉 統合利用番号連携サーバーにおいて、以下のとおり、アクセス権限の失効管理を行っている。・連携機能については、連携終了時に、ICTイ/ ペーション推進室の許可を得た上で、システムのアクセス権限を確実に失効している。		
令和4年1月4日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取 扱いプロセスにおけるリスク対 策 3.特定個人情報の使用 リスク2 アクセス権限の管理 具体的な管理方法		追記 く統合利用番号連携サーバーにおける管理>統合利用番号連携サーバーにおいて、以下のとおり、アクセス権限の管理を行っている。・連携機能については、システム単位で制限し、対象システムに該当する範囲のみに限定してアクセス権を付与している。・オンライン機能については、利用していないDが放置されないよう、システム所管課において、操作者の業務内容に応じた最低限のアクセス権限が付与されることを年次で確認している。		
令和4年1月4日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3.特定個人情報の使用リスク2 特定個人情報の使用の記録 具体的な管理方法		追記 く統合利用番号連携サーバーにおける方法>統合利用番号連携サーバーにおいて、以下のとおり、特定個人情報の使用の記録を行っている。 ・いつ、どの端末で、誰が、ネットワークにログインノログアウトしたかを記録し、一定期間保存している。 ・データ連携機能によりデータ連携(特定個人情報にアクセス)したログを取得し、一定期間保存している。 ・オンライン機能により特定個人情報にアクセスしたログを取得し、一定期間保存している。		
令和4年1月4日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 4特定個人情報ファイルの取扱いの委託 特定個人情報の消去ルールルールの内容及びルール遵守の確認方法	_	【ルールの内容】 契約書において、業務委託が終了した場合、委 託元の指示に従い、委託元の責任と負担にお いて個人情報を委託元に返還、破棄若しくは消 去しなければならない旨を規定している。 【ルール遵守の確認方法】委託契約の報告条 項に基づき、定期的に特定個人情報の取扱い について書面にて、破棄、消去の方法、完了日 等報告させ、必要があれば本市職員が現地調 査することも可能とする。		
令和4年1月4日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 5 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)リスク1 特定個人情報の提供・移転の記録 具体的な方法	本事務と同一のシステムで移転先の事務を実 施している。	く共通基盤システムによる情報の移転>		
令和4年1月4日	Ⅲ特定個人情報ノアイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 第5特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く、リスク1特定個人情報の提供・移転に関するルール	定めていない	定めている		

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年1月4日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 5、特定個人情報の提供・移転 (委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) リスク1 特定個人情報の提供・移転に関するルール ルールの内容及びルール遵守の確認方法	本事務実施課と同一の課でのみ移転先の事務を実施しており、情報の管理主体が同一となるため不要。	く共通基盤システムによる情報の移転>・システムの仕様を定める際に関係各課と協議を行い、法令上の根拠等を確認したうえでシステムを構築し、適切なタイミングで自動で提供する仕組みを構築している。随時で行う際も、その都度不適切な移転でないことを確認し、決裁行為を経たうえで行っている。特定個人情報の提供・移転に係るルール(規程類の詳細については、今後公布される政省令等の内容を踏まえて策定することを予定している。		
令和4年1月4日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 5.特定個人情報の提供・移転 (委託や情報提供ネットワーク システムを通じた提供を除 く。) リスク1 その他の措置の内容	_	・共通基盤システムにおいて、個人番号管理 ファイルを扱うシステムへのアクセス権限を有 する者を厳格に管理し、基本的に媒体接続は 禁止しており、情報の持ち出しを制限している。		
令和4年1月4日		本事務実施課と同一の課でのみ移転先の事務を実施しており、情報の管理主体が同一となるため不要。	・連携手段として情報連携の記録が逐一保存され、不適切な方法による特定個人情報の提供を防止している。 ・許可のない外部記録媒体が使用できないように制限している。 ・ファイルの持ち出しについて、持出し申請者を限定するとともに、上長の承認を得たファイルは、申請した者しか持ち出すことが出来ないように制限している。・いつ、誰が、どの端末で、どのデバイスに、どのファイルを持ち出し、持ち込みしたか、誰が持出し承認したかを記録するとともに、記録を取得していることを関係者に周知し、不正な持出しを抑止している。		
令和4年1月4日		本事務実施課と同一の課でのみ移転先の事務を実施しており、情報の管理主体が同一となるため不要。	・共通基盤システムにおいて、連携データごとに データ種別、通信相手ごとに持つIDとパスワードを取り決め、認証行為を行っている。		
令和4年1月4日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 5 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)リスク3 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	本事務実施課と同一の課でのみ移転先の事務を実施しており、情報の管理主体が同一となるため不要。	情報提供ネットワークシステム(中間サーバー) と各業務個別に連携/Fを設けるのではなく、庁 内の連携を連携サーバーに全て集約することで 対策している。		
令和4年1月4日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 6情報提供ネットワークシステムとの接続	[○]接続しない(入手) [○]接続しない(提供)	[]接続しない(入手)[]接続しない(提供)		

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年1月4日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 6.情報提供ネットワークシステムとの接続リスク1リスクに対する措置の内容				
令和4年1月4日			く中間サーバー・ソフトウェアにおける措置>・中間サーバーは、特定個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみ実施できるように設計されるため、安全性が担保されている。 く中間サーバー・ブラットフォームにおける措置>・中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用ネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。・中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。		
令和4年1月4日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 6.情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク1 リスクへの対策は十分か	_	十分である		

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年1月4日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 6.情報提供ネットワークシステムとの接続リスク2 リスクに対する措置の内容				
令和4年1月4日			く中間サーバー・ソフトウェアにおける措置>・中間サーバーは、特定個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ホットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみ実施できるように設計されるため、安全性が担保されている。 く中間サーバー・ブラットフォームにおける措置>・中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用ネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。・中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。		
令和4年1月4日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 6.情報提供ネットワークシステムとの接続リスク2 リスク2の対策は十分か	_	十分である		
令和4年1月4日	皿特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 6.情報提供ネットワークシステムとの接続リスク3 リスクに対する措置の内容				

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年1月4日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 6.情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク3 リスクへの対策は十分か	_	十分である		
令和4年1月4日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取 抜いプロセスにおけるリスク対 策 6.情報提供ネットワークシステ ムとの接続 リスク4 リスクに対する措置の内容		マシステムの運用における措置>・ユーザのアクセス権限は、必要最低限の人数、参照範囲、権限としている。・自己のユーザID、パスワードは適切に管理し、パスワードが他者に知られることのないようにしている。・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		
令和4年1月4日			・既存システムからの接続に対し認証を行い、 許可されていないシステムからのアクセスを防止する仕組みを設けている。 ・情報照会が完了又は中断した情報照会結果 については、一定期間経過後に当該結果を情報照会機能において自動で削除することにより、特定個人情報が漏えい、紛失するリスクを軽減している。 ・中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン・ログイン時の職員認証・他他に、ログイン・日のアイン・中のでは、ログイン・日のアインでは、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 (※)中間サーバーは、情報提供ネットワークシステムを使用して特定個人情報を送信する特定個人情報を送信する別、照会者の時間サーバーでしか復号できない仕組みになっている。そのため、情報提供ネットワークシステムでは復号されないものとなっている。		
令和4年1月4日			く中間サーバー・ブラットフォームにおける措置 > ・中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、漏えい・紛失のリスクに対応している。・中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するととに、通信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応している。・中間サーバー・ブラットフォーム事業者の業務は、中間サーバー・ブラットフォームの運用、監視、障害対応等であり、業務上、特定個人情報へはアクセスすることはできない。		

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年1月4日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 6.情報提供ネットワークシステムとの接続リスク4リスクへの対策は十分か	_	十分である		
令和4年1月4日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 6情報提供ネットワークシステムとの接続リスク5リスクに対する措置の内容		・ユーザのアクセス権限は、必要最低限の人数、参照範囲、権限としている。 ・自己のユーザリンパスワードは適切に管理し、パスワードが適切に管理し、パスワードが適切に管理している。・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		
令和4年1月4日			・既存システムからの接続に対し認証を行い、 許可されていないシステムからのアクセスを防 止する仕組みを設けている。 ・情報照会が完了又は中断した情報照会結果 については、一定期間経過後に当該結果を情 報照会機能において自動で削除することにより、特定個人情報が漏えい・紛失するリスクを軽 減している。 ・中間サーバーの職員認証・権限管理機能で は、ログイシ時の職員認証の他に、ログイン・ロ グアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記 録が実施されるため、不適切な接続端末の操 作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組 みになっている。 (※)中間サーバーは、情報提供ネットワークシ ステムを使用して特定個人情報を送信する際、 送信する特定個人情報の暗号化を行っており、 照会者の中間サーバーでしか復号できない仕 組みになっている。そのため、情報提供ネット ワークシステムでは復号されないものとなって いる。		
令和4年1月4日			<中間サーバー・ブラットフォームにおける措置 >・中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、漏えい・紛失のリスクに対応している。・中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに、通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応している。・中間サーバー・ブラットフォーム事業者の業務は、中間サーバー・ブラットフォームの運用、監視・障害対応等であり、業務上、特定個人情報へはアクセスすることはできない。		

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年1月4日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 6.情報提供ネットワークシステムとの接続リスク5 リスク5 リスクへの対策は十分か		十分である		
令和4年1月4日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取 扱いプロセスにおけるリスク対 後、情報提供ネットワークシステ ムとの接続 リスク6 リスクに対する措置の内容		く各システムの運用における措置>・ユーザのアクセス権限は、必要最低限の人数、参照範囲、権限としている。・自己のユーザ的、パスワードは適切に管理し、パスワードが他者に知られることのないようにしている。・離席時は必ずログアウトし、なりすましによる操作を防止している。・定められたルールを遵守し適切に運用を行っている。・であられたルールを遵守し適切に運用を行っている。・情報漏えい防止などを目的とした、人的セキュリティ研修を実施している。・中間サーバー・ソフトウェアにおける措置による対策を実施している。・中間サーバー・ソフトウェアにおける措置と、の人保健システムは自機関向けの中間サーバーに対し、自機関向け統合利用番号連携サーバーは対し、直接が実通を整システムの職員認証・権限・理グトッ・成人保健システムの職員認証・権限・理グトッ・の記録が実施されるため、不適切なお法での提供を下から、により、ログイン時の職員認証・権限・理グトッ等の記録が実施されるため、不適切なお法での提供を活動になり、ログイン時の職員認証・権限・ログトッ・の対で対を施されるため、不適切な指表とが、を続き利用番号連携サーバーのソフトウェアによける指置>・統合利用番号連携サーバーは自機関向けの中間サーバーとだけ通信および特定個人情報の提供を実施するため、不適切な方法での提供を実施するため、不適切な方法での提供を実施するため、不適切な方法での提供を実施するため、不適切な方法での提供を実施するため、不適切な方法での提供を実施するため、不適切な方法での提供を実施するため、不適切な方法での提供を実施するため、不適切な方法での提供を実施するため、不適切な方法でありませている。		
令和4年1月4日			・統合利用番号連携サーバーの職員認証・権限管理機能により、ログイン時の職員認証のほか、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容等の記録が完施されるため、不適切な端末操作や情報提供などを防止する。 く中間サーバー・ソフトウェアにおける措置>・セキュリティ管理機能(※)により、情報提供ネットワークシステムに送信する情報は、情報提供ネットワークシステムに送信する情報は、情報提供ネットワークシステムに送信する情報は、情報に実施した。一時世ーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン・内の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 (※) 暗号化・復号機能と、鍵情報及び照会許可用照合リストを管理する機能。		
令和4年1月4日			く中間サーバー・ブラットフォームにおける措置 > 中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、不適切な方法で提供されるリスクに対応している。・中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を引き、通信を暗号化することで漏えい、紛失のリスクに対応している。・中間サーバー・ブラットフォームの保守・運用を行う事業者においては、特定個人情報に係る業務にはアクセスができないよう管理を行い、不適切な方法での情報提供を行えないよう管理している。		
令和4年1月4日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 6.情報提供ネットワークシステムとの接続リスクの対策は十分か	_	十分である		

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年1月4日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 6.情報提供ネットワークシステムとの接続リスク7リスクに対する措置の内容		く各システムの運用における措置>・ユーザのアクセス権限は、必要最低限の人数、参照範囲、権限としている。・自己のユーザD、パスワードは適切に管理し、パスワードが他者に知られることのないようにしている。・離席時は必ずログアウトし、なりすましによる操作を防止している。・定められたルールを遵守し適切に運用を行っている。・定められたルールを遵守し適切に運用を行っている。・ではいるに、人的セキュリティ研修を実施している。・中間サーバー・ソフトウェアにおける措置による対策を実施している。・中間サーバー・ソフトウェアにおける措置と、成人保健システムのソフトウェアにおける措置と、成人保健システムの関向けの中間サーバーに対し、自機関向けの中間サーバーに対し、自機関向けのとは機関の提供を実施する。・成人保健システムの関連製証・権限管理機イン・ログアウトを施した。・成人保健システムの職員認証・権限管理機イン・ログアウトを施したが、保健システムの職員認証・特別、操作内容等の記録が実施されるため、不適切な方法での提供を防止している。・だが、日本のでは、大学では、大学では、大学では、大学では、大学では、大学では、大学では、大学		
令和4年1月4日			・統合利用番号連携サーバーの職員認証・権限管理機能により、ログイン時の職員認証のほか、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容等の記録が実施されるため、不適切な端末操作や情報提供などを防止する。 く中間サーバー・ソフトウェアにおける措置>・セキュリティ管理機能(※)により、情報提供ネットワークシステムに送信する情報は、情報既会者から受領した暗号化鍵で暗号化を適切に実施した上で提供を行う仕組みになっている。・中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン中の職員認証の他に、ログイン中のガアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 (※)暗号化・復号機能と、鍵情報及び照会許可用照合リストを管理する機能。		
令和4年1月4日			く中間サーバー・ブラットフォームにおける措置 > ・中間サーバーと既存システム、情報提供ネット ワークシステムとの間は、高度なセキュリティを 維持した行政専用のネットワーク(終合行政ネットワーク等)を利用することにより、不適切な方 法で提供されるリスクに対応している。 中間サーバーと団体についてはVPN等の技術 を利用し、団体ごとに通信回線を分離するととも に、通信を暗号化することで漏えい、紛失のリス クに対応している。 ・中間サーバー・ブラットフォームの保守・運用を 行う事業者においては、特定個人情報に係る業 務にはアクセスができないよう管理を行い、不 適切な方法での情報提供を行えないよう管理している。		
令和4年1月4日	皿特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 6.情報提供ネットワークシステムとの接続リスク7 リスクへの対策は十分か		十分である		

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年1月4日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対 策 6情報提供ネットワークシステムとの接続情報提供ネットワークシステムとの接続に伴えったの他のリスクのびそのリスクに対する措置				
令和4年1月4日			・統合利用番号連携サーバーは自機関向けの中間サーバーとだけ通信及び特定個人情報の入手・提供を実施するため、安全性が担保されている。 ・統合利用番号連携サーバーと自機関向けの中間サーバーの間は、通信を暗号化することで安全性を確保している。 〈中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 ・情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応している。。		
令和4年1月4日			く中間サーバー・ブラットフォームにおける措置)・中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワーグシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ホートワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。・中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。 ・中間サーバー・ブラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理(アクセスも地方の)、中間サーバー・ブラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。・特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバー・ブラットフォームの保守・運用を行う事業者における情報漏えい等のリスクを極小化している。		
令和4年1月4日	皿特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7、特定個人情報の保管・消去 ⑤物理的対策 具体的な対策の内容		追記 〈中間サーバー・ブラットフォームにおける措置 > ・中間サーバー・ブラットフォームをデータセン ターに構築し、設置場所への入退室者管理、有 人監視及び施錠管理をすることとしている。ま た、設置場所はデータセンター内の専用の領域 とし、他テナントとの混在によるリスクを回避し ている。		

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年1月4日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7.特定個人情報の保管・消去 ⑥技術的対策 具体的な対策の内容		追記 く中間サーバー・ブラットフォームにおける措置 > ・中間サーバー・ブラットフォームではUTM(コンピュータウイルスケハッキングなどの脅威から ネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行っている。・中間サーバー・ブラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行っている。・導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティバッチの適用を行う。		
令和4年1月4日	IVその他のリスク対策 1.監査 ①自己点検 具体的なチェック方法		追記 〈中間サーバー・ブラットフォームにおける措置 〉 ・運用規則等に基づき、中間サーバー・ブラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、定期的に自己点検を実施することとしている。		
令和4年1月4日	IVその他のリスク対策 1.監査 ②監査 具体的なチェック方法		追記 く中間サーバー・ブラットフォームにおける措置 > ・運用規則等に基づき、中間サーバー・ブラット フォームについて、定期的に監査を行うこととし ている。		
令和4年1月4日	IVその他のリスク対策 2.従業者に対する教育・啓発 具体的な方法		追記 <中間サーバー・ブラットフォームにおける措置 > 中間サーバー・ブラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、セキュリティ研修等を実施することとしている。・中間サーバー・ブラットフォームの業務に就く場合は、運用規則等について研修を行うこととしている。		
令和4年1月4日	Ⅳその他のリスク対策 3.その他のリスク対策	_	く中間サーバー・ブラットフォームにおける措置 > ・中間サーバー・ブラットフォームを活用すること により、統一した設備環境による高レベルのセ キュリティ管理(入退室管理等)、ITリテラシの高 い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、 及び技術力の高い運用担当者による均一的で 安定したシステム運用・監視を実現している。		